

北秋田市地域防災計画

[第1編]

令和4年6月

一目 次一

第1編 総 則.....	1
第1節 計画の目的.....	2
第2節 計画の性格及び構成.....	5
第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第4節 活動体制計画.....	14
第5節 職員の動員・派遣計画.....	26
第6節 市の特性.....	31
第7節 既往の災害.....	42
第8節 防災対策の基本理念.....	56
第9節 防災に関する調査研究の推進.....	58

第 1 編 總 則

第1節 計画の目的

第1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき北秋田市防災会議が作成する計画であって、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興について、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関及び住民が行うべき事務、業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に發揮して、北秋田市の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

第2. 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、地震、火山噴火、その他異常な自然現象
事故灾害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量放出、航空灾害、陸上交通灾害（鉄道・自動車事故等）、産業灾害その他の大規模な人為的な事故

第3. 計画の基本方針

この計画は、防災に関し、市及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的・計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであるが、計画の樹立及びその推進にあたっては、次の事項を基本とするものとする。

1. 防災事業の推進、災害時の防災活動体制の強化

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種防災事業に関して、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。また、同時多発災害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するため初動体制の確立が不可欠であることから、職員の動員基準、災害対策本部等の設置基準等を明確にし、防災活動体制の整備、強化に努める。さらに、大規模地震後の水害などの複合災害も念頭に置いた事前防災の取組を推進する。

2. 広域応援体制の整備

広域かつ甚大な災害により、被災地の対応能力を超える事態が予想されることから、市町村間、消防機関相互間及び公共機関相互間の応急対策及び復旧対策の円滑な相互支援が行えるよう広域応援体制の整備に努める。

3. 自主防災組織の育成指導の強化

地震災害は広い範囲にわたり、同時に多くの被害をもたらすことが予想されることから、行政その他の防災関係機関の活動が間に合わない場合に自主防災活動を行うことが必要であるため、地域における初期消火、救出救助等を迅速に行う自主防災組織の育成指導の強化に努める。

4. 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

市行政等による「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であるため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

5. 消防体制の整備

広範囲にわたる同時多発火災の発生と消火栓等の損壊等が予想されることから、迅速な消防活動の実施を確保するため、耐震性貯水槽の設置等消防設備の整備に努めるなど、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備を図る。

6. 災害に強いまちづくりの推進

各種災害による広域的な被害が予想されることから、災害対策拠点となる公共建築物等の耐火・耐震診断と補強・改良の推進、緊急輸送拠点となる道路の耐震点検及び対策工事の推進等耐火・耐震化の推進に努める。また、立地適正化計画の策定時に誘導区域にハザードエリアが残存する場合、防災・減災対策等に係る防災指針を位置付けるなど、災害に強いまちづくりの形成を図る。

7. 生活関連物資等の調達供給体制の整備

多数の被災者が予想されることから、生活関連物資等の大量需要に対応し、被災者の生活の確保を図るため、個人の備え、公的備蓄、協定等による流通備蓄等、生活関連物資等の調達供給体制の整備に努める。

8. 緊急輸送体制の整備

道路等輸送施設の損壊等により交通や輸送に大きな混乱が予想されることから、救出救助、負傷者の搬送、災害対策要員及び生活必需品の搬送等応急対策の迅速な実施を確保するため、防災拠点及び防災拠点間の緊急輸送ルートの指定を行うなど緊急輸送体制の整備に努める。

9. 災害情報の収集・伝達体制の整備

災害による情報網の損壊等が予想されることから、災害時の応急対策の基礎となる災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、職員の動員体制の整備、情報伝達ルートの多重化、インターネット等手段の整備等に努める。また、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

10. 避難体制の整備

多数の避難者が予想されることから、避難場所、避難路及び避難生活の安全確保を図るため、要配慮者への配慮やボランティア活動の環境整備、避難体制の確立に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策を推進する。

11. 要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者（避難行動要支援者を含む）の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者名簿を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

12. 要配慮者や男女双方の視点への配慮

避難所等においては、要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を避難所開設当初から設置するように努める。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。また、防災に関する政策・方針決定過程及び現場における男女共同参画を推進する。

13. 災害医療救護体制の整備

多数の死傷者が予想されることから、迅速な災害救急医療を行うため、災害医療情報ネットワークシステムを確立し、救護班の派遣、トリアージ(重傷者から軽傷者までの選別)の実施、重傷患者の病院への緊急輸送等災害医療救護体制の整備に努める。

14. 関係法令の遵守等

市並びに地域住民は、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

第2節 計画の性格及び構成

第1. 性格及び修正

1. 性格

この計画は、近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として風水害等一般災害、地震災害及び火山災害に関し、本市の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しております、実際の防災計画の運用にあたっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は市の地域防災に関して第一次的な責務を有する。

2. 修正

北秋田市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完・修正する。

第2. 計画の構成

本計画は、次の5編及び別編の資料編で構成する。



第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1. 北秋田市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、北秋田市防災会議を置く。

北秋田市防災会議は、市長を会長として北秋田市防災会議条例第3条第5項に規定する機関の者を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

1. 会長

北秋田市長

2. 委員

- (1) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 議会を代表する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者。
- (9) その他特に必要と認め、市長が任命する者

※男女共同参画の視点から北秋田市防災会議委員の任命にあたっては、女性の占める割合を高めることに配慮する。

3. 専門委員

関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第2. 実施責任

1. 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

市長は、この責務を遂行するため、市消防本部等の組織の整備並びに市の区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織等の充実を図り、市の有するすべての機能を十分発揮するよう努めなければならない。

2. 県

県は、県内の市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の

第1編 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

地方公共団体並びにその他の防災関係機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する。また、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助するとともに、災害時における相互協力体制の構築を図るなど、活動の総合調整を行う責務を有する。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市、県、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、市及び県の防災活動が円滑に実施されるよう必要な協力、指導、助言、その他適切な措置をとる責務を有する。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、国、市及び県の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、その業務について、市又は県に対し協力する責務を有する。

5. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民・事業所等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果さなければならない。

また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施できる防災活動を行うよう努めるものとする。

第3. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 北秋田市

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
北秋田市	<ol style="list-style-type: none">1 北秋田市防災会議及び北秋田市災害対策本部に関する事務に関すること2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導及び強化に関すること5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること7 消防力の整備に関すること8 防災のための調査に関すること9 防災教育訓練に関すること10 防災の予防、警戒及び防ぎよに関すること11 災害時の避難、救助及び救急に関すること12 災害対策本部の消防業務の分担に関すること13 その他災害対策に関すること14 その他、地域防災の推進に関すること

第1編 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

2. 県の機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること 7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること 8 市町村防災業務の助言・調整に関すること
北秋田地域振興局	1 地域災害対策部の庶務に関すること 2 気象予報の受理伝達に関すること 3 災害情報及び被害状況の収集報告に関すること 4 市町村との連絡調整に関すること 5 要望及び陳情に関すること 6 災害広報に関すること 7 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること 8 救援物資、災害見舞金等の受付・保管に関すること 9 管内地方機関との連絡調整に関すること 10 その他の班に属しない事項に関すること
	1 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること 2 災害時要配慮者の罹災援護に関すること 3 社会福祉施設の災害復旧に関すること 4 医療・救護に関すること 5 防疫・清掃に関すること 6 保健衛生関係の被害調査に関すること
	1 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止並びに災害応急復旧に関すること
	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること
	1 応援・協力に関すること
秋田県警察本部 北秋田警察署	1 災害及び交通情報の伝達に関すること 2 被災者の救助・保護及び避難の指示に関すること 3 遺体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること 4 災害時における交通規制及び治安維持に関すること
秋田県教育委員会	1 学校施設等の災害対策に関すること 2 応急教育、児童生徒の安全対策に関すること

3. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること

第1編 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業あっせんに関すること
東北農政局 (秋田県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること 2 農業災害に係る資金融資に関すること 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東北森林管理局 (米代東部森林管理署) (米代東部森林管理署上小阿仁支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2 国有林野の林野火災の防止に関すること 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2 災害時の物価安定対策に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること
東北地方整備局 (能代河川国道事務所) (緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・リエゾン)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに応急対策、災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達に関すること 3 災害の発生が予測される時や災害発生時における、事務所が保有する気象観測情報の提供に関すること
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること

第1編 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
東京航空局 (大館能代空港出張所)	1 災害時における航空保安対策に関すること 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の捜索、救助に関すること
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること
東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所)	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること

4. 自衛隊

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急開通、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること

5. 指定公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策

第1編 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
	計画、災害復旧計画等の支援に関すること

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
日本銀行（秋田支店）	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 (秋田県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における避難所の設置、医療、助産その他の救助対策に関すること 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 3 義援金品の受付、配分に関すること
日本放送協会 (秋田放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送に関すること
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること
日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局) (市内各郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保に関すること
日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助物資等の輸送に関すること
東北電力株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること

第1編 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
イオン株式会社	1 災害時における物資の調達及び供給確保に関すること
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
株式会社ローソン	
株式会社ファミリーマート	

6. 指定地方公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東部瓦斯株式会社秋田支社 一般社団法人秋田県L P ガス協会 のしろエネルギーサービス株式会社	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
秋北バス株式会社 秋田内陸縦貫鉄道株式会社 公益社団法人秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること
一般社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 公益社団法人秋田県看護協会 一般社団法人秋田県薬剤師会 一般社団法人秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

7. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
報道機関	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
一般社団法人大館北秋田医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般診療所・病院	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
農業協同組合 (JA秋田たかのす) 大館北秋田森林組合 漁業協同組合 (鷹巣漁業協同組合、阿仁川漁業)	1 市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係わる災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資あっせんに関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること

第1編 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
協同組合) その他の農林漁業関係団体	5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
北秋田市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
北秋田市商工会	1 市が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧用資器材の調達あっせんに関すること
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること
学校法人	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防火管理並びに災害復旧に関すること 3 被災時における応急教育対策に関すること
文化財管理者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること
危険物・有毒物等関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること
一般社団法人北秋田建設業協会	1 道路障害物の除去等に関すること 2 道路・河川等公井上本施設の応急対策の協力に関すること 3 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 4 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること
自主防災組織等	1 避難者の誘導及び要配慮者等の発見、安否確認、救出救護の協力に関すること 2 被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 4 自主防災活動の実施に関すること
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等)	1 災害時における事業活動の継続的実施及び市が実施する防災に関する対策への協力に関すること
市民	1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること

第4節 活動体制計画

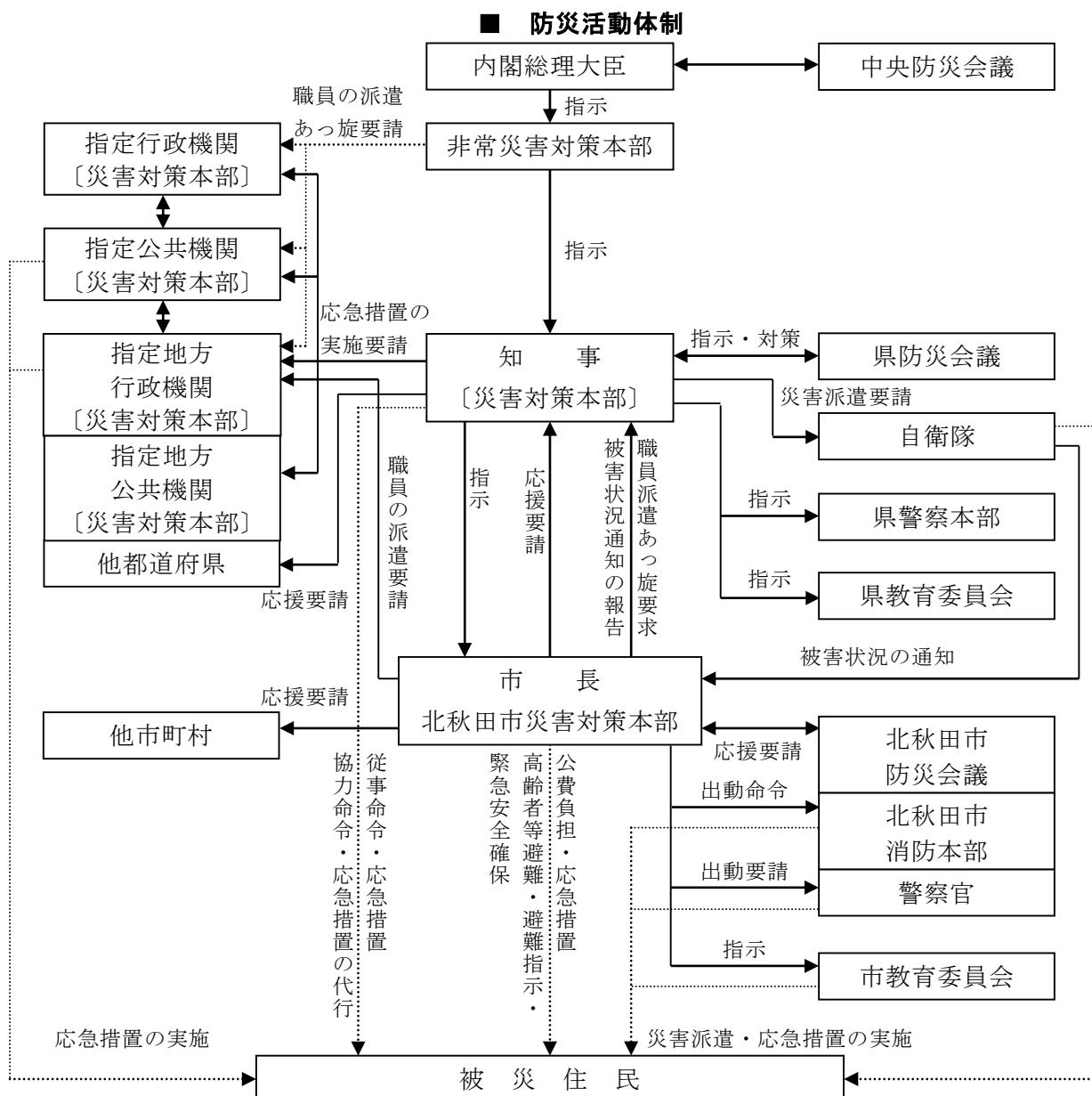
第1. 計画の方針

市の地域に台風や豪雨などによる気象災害が発生した時、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、市長は、法令及び本計画で定める県及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動、並びに災害応急対策を実施する。

第2. 防災活動体制

1. 災害対策本部等

市長は、市の地域内に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、防災活動を強力に推進するため、災害対策本部を設置する。また、台風の襲来、長時間の降雨などの場合は、初期段階における対応が極めて重要であることから、災害対策本部設置前の体制として、災害対策部、災害警戒部を設置するものとする。



(1) 一般災害時の設置基準

市長は、災害が発生し、次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。

名称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
北秋田市 災害対策 本部	本 庁 舎	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合 2 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 3 積雪量が※における表の基準をこえ、かつ、大雪警報が発表された場合 4 特別警報（大雨〔浸水害・土砂災害〕、暴風、大雪、暴風雪、噴火）が発表された場合 5 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、市域内に「極めて危険」が表示された場合 6 十和田火山で、「噴火警報（居住地域）〔警戒レベル4〕」以上と同等の警戒が必要な場合（十和田火山においては、噴火警戒レベル未運用のため） 7 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想される場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡調整 5 災害の予防及び災害応急対策の実施 6 住民に対する広報	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長、各部長 事務局員：総務部職員
北秋田市 災害 対策部	本 庁 舎	1 相当規模の災害が発生し又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 2 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、市域内に「非常に危険」が表示された場合 3 十和田火山で、「噴火警報（火口周辺）〔警戒レベル3〕」と同等の警戒が必要な場合（十和田火山においては、噴火警戒レベル未運用のため） 4 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される場合 5 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があった場合		部長：副市長 部員：各部・課長並びにそれぞれの課長が指名する職員 事務局員：総務部長の指名する職員

第1編 第4節 活動体制計画

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
北秋田市 災害 警戒部	本 庁 舎	1 暴風雨、大雨、大雪その他の警報が発表された場合などで、防災対策上、総務部長又は市長が必要と認めた場合 2 十和田火山で、「噴火警報（火口周辺）[警戒レベル2]」と同等の警戒が必要な場合（十和田火山においては、噴火警戒レベル未運用のため） 3 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があった場合 4 局地的又は小規模災害が発生した場合 5 土砂災害警戒情報が発表された場合 6 積雪量が※における表の基準をこえた場合	1 警報等の受理 伝達 2 災害情報の収集、資料の作成 3 関係機関との連絡調整	部長：総務部長 部員：各部長並びに各部長が指名する職員 事務局員：総務部長の指名する職員

※積雪深による設置基準

(単位 : cm)

観測点	鷹巣	米内沢	阿仁合	比立内
警戒部	90	100	140	190

注1) 2観測点の数値がこえた場合、警戒部を設置する。

注2) 鷹巣、阿仁合観測点は、気象庁アメダスの数値とする。

注3) 米内沢、比立内観測点は、北秋田地域振興局(62-4482)の数値とする。

(2) 震災時の設置基準

市長は、地震が発生し、次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
北秋田市 災害対策 本部	本 庁 舎	1 市内の観測地点で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合（即時自動設置） 2 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する震災が発生した場合 3 その他市長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長、各部長 事務局員：総務部職員

北秋田市 災害 対策部	本 庁 舎	1 市内の観測地点で震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合（即時自動設置） 2 震度にかかわらず被害が発生し、防災対策上特に必要と認めた場合で市長の指示があった場合 3 その他市長が必要と認めた場合	連絡調整 5 災害の予防及び災害応急対策の実施 6 住民に対する広報	部長：副市長 部員：各部・課長並びにそれぞれの課長が指名する職員 事務局員：総務部長の指名する職員
北秋田市 災害 警戒部	本 庁 舎	1 市内の観測地点で震度4を観測する地震が発生した場合（即時自動設置） 2 災害防止のため総務部長又は市長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 関係機関との連絡調整	部長：総務部長 部員：総務部長の指名する職員

(3) 災害対策本部等の廃止

災害対策本部長（市長）、災害対策部長（副市長）又は災害警戒部長（総務部長）は、現在の体制による応急対策が終了したと認める時は、以後の体制又は対応を定め、現在の体制を廃止する。

(4) 設置及び廃止の周知

総務部長は、本部を設置又は廃止したときは、すみやかに次により通知及び公表する。

連絡担当部	報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
総務部	市各部局	庁内放送、防災ラジオ、電話、携帯電話、市防災情報配信システム（防災情報メール）、口頭、FAX、その他迅速な方法
	県、自衛隊、警察署	県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	災害時相互応援協定締結市町村	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	防災関係機関	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
各部局	市出先機関	防災ラジオ、電話、携帯電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
総務部	住民	防災ラジオ、広報車、ラジオ、テレビ、市ホームページ、北秋田市防災情報メール、チラシ
	報道機関	防災ラジオ、電話、FAX、口頭、文言、Lアラート（災害情報共有システム）

(5) 現地災害対策本部の設置

- ア. 災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。
- イ. 現地災害対策本部長及び同本部長等については、災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- ウ. 現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。

2. 災害対策本部の組織・運営

(1) 災害対策本部組織図

災害対策本部は本部長に市長、また、副本部長に副市長、本部付に教育長をもって充て、本部には部を設け、各部長が本部員を構成する。

ア. 北秋田市災害対策本部組織図

北秋田市災害対策本部

本部長（市長）

副本部長（副市長）

本部付（教育長）

総務部

（部長：総務部長）

庶務班（総務課、議会事務局、内陸線再生支援室、各総合窓口センター）

被害調査班（税務課）

情報班（総合政策課、財政課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）

経理班（財政課、会計課）

市民生活部

（部長：市民生活部長）

救助班（市民課、福祉課、高齢福祉課）

衛生班（医療健康課、各診療所）

清掃班（生活課）

産業部

（部長：産業部長）

農林班（農林課、農業委員会事務局）

商工班（商工観光課）

建設部

（部長：建設部長）

土木班（建設課、都市計画課）

輸送班（建設課、都市計画課）

給水班（水道課）

下水道班（都市計画課）

文教部

（部長：教育次長）

文教班（総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、各公民館）

消防部

（部長：消防長）

消防班（市消防本部、消防署、消防団）

イ. 災害対策本部の構成

災 害 対 策 本 部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部付	教育長
	本部員	各部長
	総務部長、議会事務局長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業部長、産業部政策監、建設部長（水道局長）、会計管理者、教育次長、健康福祉部長、消防長、会計管理者	
事務局		総務部職員

(2) 運営

ア. 本部の運営

本部における各班の事務分担及び運営等については、「北秋田市災害対策本部条例」によるほか、「災害時職員初動マニュアル」に定める。

なお、本部長に事故等があるときは、次の順により、その職務を代理する。

■ 本部長の職務代理者

本部長	代 理 者		
	副 本 部 長		
	1	2	3
市 長	副市長	教育長	総務部長

イ. 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、すみやかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮する。

ウ. 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的措置を講ずるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置をとる。

エ. 関係者以外の立入り制限

本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(3) 災害対策本部会議の開会

ア. 本部員の招集

本部長が、必要と認めるとき招集する。

イ. 報告事項

(ア) 災害情報

(イ) 配備体制

(ウ) 各対策部の措置事項

ウ. 協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

(ア) 災害救助法の実施に関すること

第1編 第4節 活動体制計画

- (イ) 本部の活動体制に関すること
- (ウ) 被害状況視察隊の編成に関すること
- (エ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- (オ) 他市町村に対する応援要請の要求に関すること
- (カ) 自衛隊の災害派遣要請の要求及び配備に係る調整に関すること
- (キ) 災害広報に関すること
- (ク) 県、国に対する要望に関すること
- (ケ) 見舞金の給付に関すること
- (コ) 災害対策本部の廃止に関すること
- (サ) その他重要な事項に関すること

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、隨時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は庶務班が担当する。

(4) 設置場所

市役所本庁舎大会議室とする。本庁舎が被災し、使用不能となった場合は、代替施設として、森吉庁舎大会議室に本部を設置する。また、必要に応じて報道室を災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(5) 災害対策本部等の事務局

市災害対策本部及び市災害対策部に事務局を置き、災害対策の調整事務に従事する。

- ア. 市災害対策本部又は市災害対策部に総務課長を長とする事務局を置く。
- イ. 事務局は、市災害対策本部会議又は市災害対策部会議若しくは本部長又は部長の指揮の下に情報を一元化し、緊急対応が円滑に行われるよう市災害対策本部の各部（班）の連絡調整にあたる。
- ウ. 事務局は総務部総務課に設置する。

(6) 職員の招集

招集の伝達は、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、原則として自主登庁とし、必要に応じて総務部長が電話、市防災情報メール、携帯電話メール等を用い別途作成する災害時動員名簿に基づいて職員を招集する。なお、大規模な災害時には職員自身が被災することにより、班によっては十分な人数の招集ができない可能性がある。その場合、本部長の判断により、その時点で優先度の高い業務の担当班に対し、他班より人員を補充する。

(7) 県との連携

県との間では、平常時から定期的に担当者間の意見交換を行って意思の疎通を図っておくとともに、災害時には県の災害対策本部会議に連絡員を派遣する。また、秋田県総合防災情報システムにより被害情報及び対策活動情報の共有を行う。

(8) 各部・班の事務分掌

災害対策本部に置く部・班の事務分掌については、次の表のように定める。ただし、特例として本部長は災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び事務分掌を定めることができる。

■ 北秋田市災害対策本部の事務分掌

部名	班名	課名	分掌事務
【本部長】 市長			災害対策本部の業務を統括し、指揮監督命令する。
【副本部長】 副市長	【本部付】 教育長		本部長を補佐する。
各部・各班共通事項			<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること。 ・所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 ・職員、来庁者の救助、搬送に関すること。 ・所属職員、家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。 ・使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 ・指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること。 ・所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。 ・住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること。 ・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 ・所管する関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 ・本部長の指示による事務及び他部、他班への応援に関すること
総務部 【部長】 総務部長 【副部長】 議会事務局長 財務部長 会計管理者 議会事務局長 【部員】 総務課長 総合政策課長 内陸線再生支援室長 財政課長 税務課長 各総合窓口センター長 会計課長 内陸線再生支援室長 各総合窓口センター長	庶務班	総務課 議会事務局 内陸線再生支援室 各総合窓口センター	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に関すること。 ・各部の総合連絡調整に関すること。 ・要請及び陳情に関すること。 ・動員及び非常招集に関すること。 ・関係協力機関等の連絡に関すること。 ・災害応急対策の立案に関すること。 ・応急公用負担に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・避難情報発令等に関すること。 ・県及び他市町村に対する応援要請に関すること。 ・受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。 ・議会との連絡に関すること。 ・職員の状況把握、健康保持に関すること。 ・被害見舞者（視察団等）の応接に関すること。 ・その他、他の部に属さないこと。
			<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査に関すること。 ・被災者の調査把握に関すること。 ・被災者台帳に関すること。 ・罹災証明発行に関すること。 ・危険区域の調査に関すること。 ・税の減免措置に関すること。 ・その他災害予防調査に関すること。

第1編 第4節 活動体制計画

部名	班名	課名	分掌事務
	情報班	総合政策課 財政課（管財係、デジタル化推進係、地籍調査室） 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の確保に関すること。 ・被害通報及び情報の収集、取りまとめに関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・災害の記録写真に関すること。 ・広報・記録に関すること。 ・その他情報全般に関すること。
	経理班	財政課（財政係） 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の経理に関すること。 ・災害関係財政に関すること。 ・義援金、応援物資に関すること。 ・応急物資の調達に関すること。 ・補助、金融に関すること。
市民生活部 【部長】 市民生活部長 【副部長】 健康福祉部長 【部員】 生活課長 市民課長 福祉課長 高齢福祉課長 医療健康課長 各診療所長	救助班	市民課 福祉課 高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・民生関係の施設被害調査、応急対策に関すること。 ・被災者の救助に関すること。 ・要配慮者の避難支援に関すること。 ・避難行動要支援者名簿の作成、運用に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・救助物資に関すること。 ・生活資金に関すること。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の開設、運営に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・炊出し、その他食品の供給に関すること。 ・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。[商工班と合同] ・被害者の生活相談、義援に関すること。 ・要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。 ・その他、援助全般に関すること。
	衛生班	医療健康課 各診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地医療班の編成に関すること。 ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・救護所の開設に関すること。 ・救護用の医療品及び衛生、防疫、諸機械の調達、配分に関すること。 ・傷病者の医療措置に関すること。 ・感染症患者の収容に関すること。 ・死体処理及び慰靈に関すること。
	清掃班	生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡獣畜処理に関すること。 ・衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ・被災地の清掃に関すること。 ・被災地のし尿処理に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。 ・清掃施設及び斎場等施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・清掃用車両及び清掃従事者の確保に関すること。 ・ペットの対応に関すること。 ・その他衛生全般に関すること。

部名	班名	課名	分掌事務
産業部 【部長】 産業部長 【副部長】 産業部政策監 農林課長 【部員】 商工観光課長 農業委員会事務 局長	農林班	農林課 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び農業用施設被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・農作物及び森林の被害調査、応急対策に関するこ と。 ・農薬、肥料の確保、配分に関するこ と。 ・病害虫防除に関するこ と。 ・応急用食料の調達あっせんに関するこ と。 ・家畜伝染病予防対策並びに施設の被害調査、復旧に関するこ と。 ・飼料の確保、あっせんに関するこ と。 ・林業被害対策、復旧用木材のあっせん等に関するこ と。 ・その他農林業全般に関するこ と。
	商工班	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係の被害調査に関するこ と。 ・被害時の労働力確保に関するこ と。 ・生活必需品の調達あっせんに関するこ と。 ・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関するこ と。[救助班と合同] ・被害対策に要する物資、資材等の把握調達に関するこ と。 ・金融に関する調査、対策に関するこ と。 ・その他商工業全般に関するこ と。
建設部 【部長】 建設部長（水道 局長） 【副部長】 建設課長 【部員】 都市計画課長	土木班	建設課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係被害調査、応急及び復旧対策に関するこ と。 ・応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関するこ と。 ・交通確保、人命救助のための障害物の除去に関するこ と。 ・土木建築応急復旧用資器材の調達に関するこ と。 ・土木技術者及び従事者の確保に関するこ と。 ・住宅建築の融資に関するこ と。 ・罹災証明に関するこ と。 ・通行不能箇所等の表示に関するこ と。 ・被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関するこ と。 ・その他土木、建築全般に関するこ と。
	輸送班	建設課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者及び傷病者の輸送に関するこ と。 ・災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関するこ と。 ・援助物資の輸送に関するこ と。 ・応急及び復旧資材の輸送に関するこ と。 ・輸送車輛の調達に関するこ と。 ・その他輸送全般に関するこ と。
	給水班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設被害調査、応急及び復旧対策に関するこ と。 ・飲料水の確保及び供給に関するこ と。 ・水道施設技術者及び従事者の確保に関するこ と。 ・被害地の水道施設の衛生維持に関するこ と。 ・給水車輛の調達に関するこ と。 ・その他水道関係全般に関するこ と。
	下水道班	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査に関するこ と。

第1編 第4節 活動体制計画

部名	班名	課名	分掌事務
			<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急及び復旧対策に関すること。 ・その他下水道全般に関すること。
文教部 【部長】 教育次長 【副部長】 総務課長 【部員】 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長	文教班	総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・文教関係施設の被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・被災児童生徒の避難及び救護に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・学校施設への避難者受入に関すること。 ・保健衛生並びに学校給食保全措置に関すること。 ・学徒、ボイイスカウト等の動員要請に関すること。 ・学用品、教科書の調達配分に関すること。 ・その他災害時における学校教育全般に関すること。
消防部 【部長】 消防長 【副部長】 消防次長 【部員】 総務課長 予防課長 警防課長 副署長	消防班	市消防本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の予防警戒及び防ぎよに関すること。 ・避難誘導に関すること。 ・被害者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 ・警防資材の点検整備・調達に関すること。 ・救助に関する人員及び警防資材の輸送に関すること。 ・災害時の動員計画に関すること。 ・消防団の指揮運用に関すること。 ・災害現場の連絡調整に関すること。 ・避難情報等の伝達に関すること。 ・所管する施設、設備の被害調査及び応急修理復旧に関すること。 ・その他警防全般に関すること。

注) 災害の状況及び本部長の指示によっては、あらかじめ定められた事務以外の事務を担うことがある。

第3. 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、対策本部の統合、事務局体制の強化等により、災害対応力の強化に努めるものとし、地域振興局や現地対策本部の体制についても同様とする。

また、災害対応にあたる要員や資機材等について、望ましい配分ができるない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第4. 新型コロナウイルス等の感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・災害対策本部設置場所の工夫
- ・災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底

- ・電話やT V会議システム等の活用
- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（内閣府）」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第5節 職員の動員・派遣計画

第1. 職員の動員

災害から住民の生命・身体及び財産を守るために、市職員は災害発生時において、所掌業務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。職員の動員基準等は本節第2に、動員職員の指定は本節第3によるものとする。なお、動員職員に指定されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第2. 動員基準等

1. 動員基準

市は、災害の規模、状況等に応じて次の第1動員から第3動員までの職員の配備体制を敷く。ただし、災害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を敷くことができる。

	第1動員 (災害警戒部)	第2動員 (災害対策部)	第3動員 (災害対策本部)
配備基準	1 暴風雨、大雨、大雪その他の警報が発表された場合などで、防災対策上、総務部長又は市長が必要と認めた場合 2 十和田火山で、「噴火警報（火口周辺）[警戒レベル2]」と同等の警戒が必要な場合（十和田火山においては、噴火警戒レベル未運用のため） 3 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があった場合 4 局地的又は小規模災害が発生した場合 5 土砂災害警戒情報が発表された場合 6 積雪量が基準※をこえた場合	1 相当規模の災害が発生し又は拡大するおそれがあり、市長の指示があつた場合 2 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、市域内に「非常に危険」が表示された場合 3 十和田火山で、「噴火警報（火口周辺）[警戒レベル3]」と同等の警戒が必要な場合（十和田火山においては、噴火警戒レベル未運用のため） 4 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される場合 5 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があつた場合	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合 2 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、市長の指示があつた場合 3 積雪量が※における表の基準をこえ、かつ、大雪警報が発表された場合 4 特別警報（大雨〔浸水害・土砂災害〕、暴風、大雪、暴風雪、噴火）が発表された場合 5 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、市域内に「極めて危険」が表示された場合 6 十和田火山で、「噴火警報（居住地域）[警戒レベル4]」以上と同等の警戒が必要な場合（十和田火山においては、噴火警戒レベル未運用のため） 7 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想される場合

※第4節第2.1.（1）に定める積雪深による設置基準

2. 配備動員計画

【災害時職員初動体制マニュアルに定める】

3. 特に必要と認めるときの配備体制の決定

総務部長は、総務課長の報告をもとに、必要があると認める場合には、市長に具申し、市長が配備体制を決定する。総務部長が不在かつ連絡不能の場合は総務課長が代行する。なお、配備決定代理者は、次のとおりとする。

■ 配備体制の決定者・代決者

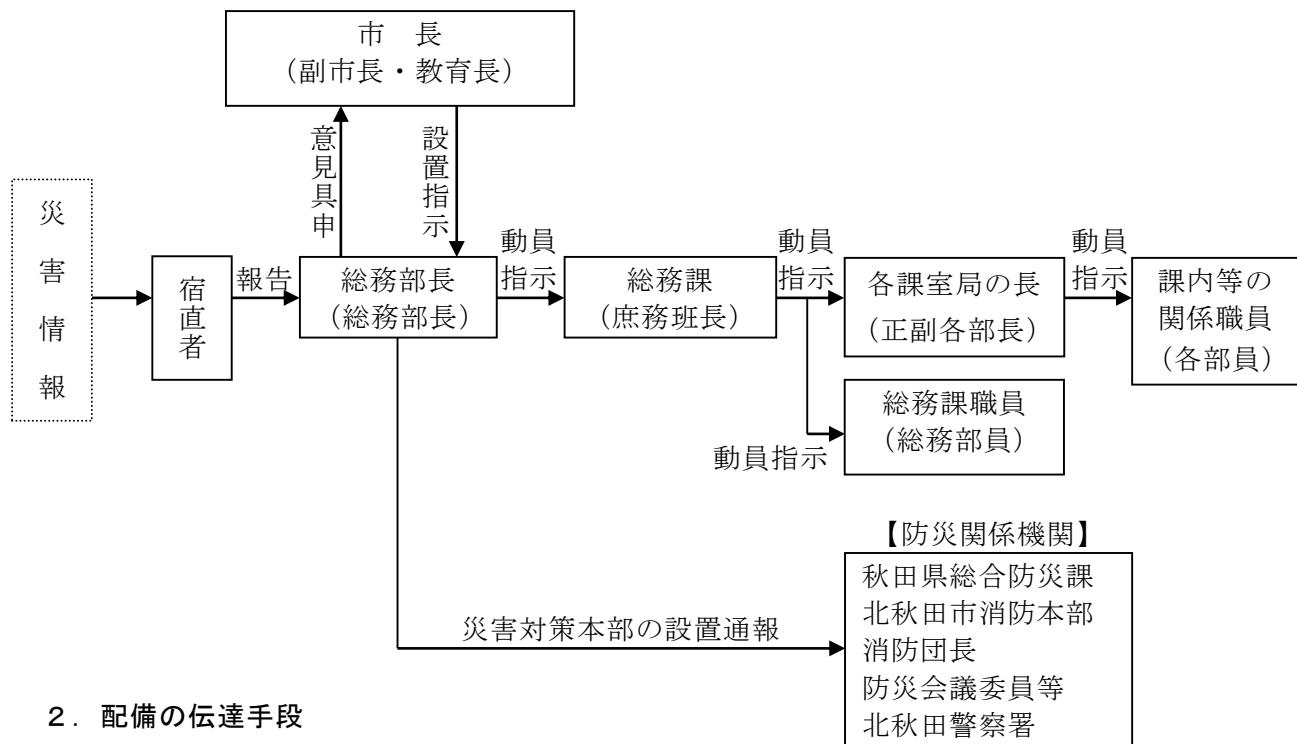
決定者	代 決 者		
	1	2	3
第1配備 第2配備 第3配備	市 長	副市長	教育長
			総務部長

第3. 配備方法

総務部長は、配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の配備を行う。

1. 勤員連絡の系統

職員の配備指令等の系統は次による。



2. 配備の伝達手段

(1) 勤務時間中における配備の伝達

ア. 庁内の放送設備及び電話による伝達

総務課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、配備の伝達をする。

イ. 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部局長に配備の伝達をする。

各部局長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

第1編 第5節 職員の動員・派遣計画

(2) 勤務時間外における配備の伝達

ア. 電話による伝達

総務部長は総務課長を通じ、一般加入電話、携帯電話、市防災情報メールを用い各部長に伝達をする。

各部局長は各課長に、各課長はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常連絡系統により一般加入電話を用いて配備の伝達をする。

イ. 防災ラジオによる伝達

加入電話が使用不能の場合、総務課長は防災ラジオを用い職員向けの伝達をする。

ウ. ラジオ・テレビによる伝達

上記ア. イ. が使用不能の場合、市長は、県を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき NHK 及び ABS 秋田放送、エフエム秋田等の放送機関に配備に関する放送を要請し伝達する。このような状況の場合、職員は、災害後すみやかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努める。

第4. 配備時の留意事項

1. 配備状況の報告

各部局長は、職員の配備状況をすみやかに把握し、総務部長に報告する。また、総務部長は市長に報告する。

報告事項は次のとおりとする。

- (1) 部・班名
- (2) 配備連絡済人員数
- (3) 配備連絡不能人員数及び同地域
- (4) 登庁人員数
- (5) 登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- (6) その他

第5. 従事命令等

1. 応急措置事項

知事は県内に災害が発生した場合、次の応急措置を実施するため特に必要があると認める時は、災害対策基本法及び災害救助法に基づき、従事命令等を発する。（災害対策基本法第71条、災害救助法第7条第1項）

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (2) 施設及び設備の応急復旧
- (3) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (5) 緊急輸送の確保
- (6) 災害発生の防ぎよ又は拡大防止

2. 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。

なお、協力命令を除き従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。（災害対策

基本法第81条、災害救助法第7条第4項)

(1) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認める時は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等に関する医療、又は土木建築工事又は輸送関係者などに救助業務に従事させることができる。(災害救助法第7条第1項)

(2) 協力命令

救助を要する者、及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。(災害救助法第8条)

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うために特に必要があると認めた時は、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる。(災害救助法第9条第1項)

第6. 応援要請等

「第2編第2章第2節 広域応援要請」により応援要請等を行う。

第7. 職員の派遣

1. 派遣の要請及びあっせん

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長者に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請を行う。
- (2) 市長は、その権限に属する事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求める。
- (3) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- (4) 他機関等からの応援職員の派遣については、応急対策職員派遣制度を活用する。

2. 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3. 職員の派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4. 身分取扱い等

- (1) 本市に分属され、本市の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分は、派遣元で行う。
- (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、本市の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは本市で負担する。

第8. 応急措置の代行

第1編 第5節 職員の動員・派遣計画

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、市町村長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- (1) 警戒区域を設定するとともに同地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止、又は同地域からの退去を命ずる。
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物等の一時使用、若しくは収用する。
- (3) 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

第9. 体制の整備

市、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努める。

また、併せて、市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援する。

第6節 市の特性

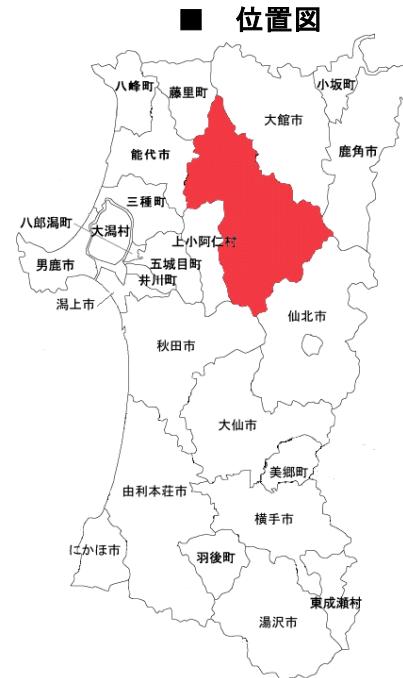
第1. 北秋田市の自然概況

1. 位置及び面積

本市は、東西では東経140度14分から140度42分、南北では北緯39度47分から40度22分にわたり、秋田県の北部中央に位置し、面積は1,152.76km²と、秋田県全体の約10%を占め、県下第2位の広さを有している。

また、県都秋田市から北東へ約60km、東は大館市、鹿角市、南は上小阿仁村に隣接しているほか、西は能代市に近接するなど県内各都市に近く、北秋田市の中心部であるJR鷹巣駅からの距離は、大館市が約17km、能代市・鹿角市が約30kmとなっている。

市役所（北秋田市花園町19番1号）は、東経140°37'33"、北緯40°22'33"に位置する。



2. 地勢

本市の南部は、森吉山(1,454m)をはじめとする800～1,000mの出羽山地の山々が連なり、市の大半は森林となっており、可住面積は全体の13%程度の149.31km²である。

市北部、出羽山地の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地（標高20m）を中心とし、この盆地と米代川支流である阿仁川や小阿仁川等の河川流域に市街地や集落が点在している。

また、県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心にクマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在しており、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれた、豊かな自然環境の残る地域といえる。

■ 地形図 資料：帝国書院



3. 気象

(1) 特色

本地域の気候は、日本海側特有の気候と内陸性気候と相まって、県内においても典型的な積雪寒冷気候に属している。11月下旬から4月上旬までの約5か月間が降雪期間であり、平坦部

第1編 第6節 市の特性

でも1m以上の積雪があつて日常生活に与える影響も大きく、森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されている。また、春から秋までは比較的気象の変化が少なく、温暖で農作物の生育に適した概して四季がはっきりした内陸型気候である。

■ 気象の概況

鷹巣 観測所	気温 (°C)					降水量 (mm)		
	平均	最高	起日 (月/日)	最低	起日 (月/日)	総量	日最大	起日 (月/日)
平成16年	10.9	36.8	7/31	-10.2	1/26	1,941	104	9/30
平成17年	10.2	33.9	8/ 1	-8.8	3/ 4	1,973	61	7/ 6
平成18年	10.5	36.4	8/17	-14.6	2/ 4	1,540	92	8/18
平成19年	11.0	36.8	8/14	-8.7	1/21	1,640	169	9/17
平成20年	10.9	33.6	8/13	-11.0	1/19	1,482.0	81.0	7/28
平成21年	10.4	32.9	6/28	-11.6	1/29	1,944.5	105.0	7/18
平成22年	10.9	35.0	9/ 2	-12.9	2/ 7	1,889.5	72.5	7/29
平成23年	10.3	34.8	8/ 5	-11.4	1/27	2,010.5	164.0	8/17
平成24年	10.4	35.6	9/18	-13.6	1/29	1,468.0	99.5	7/16
平成25年	10.3	33.5	6/13	-10.9	1/24	1,925.5	136.0	9/16
平成26年	10.3	34.0	6/ 4	-13.5	1/29	1,802.5	132.0	7/10
平成27年	11.0	34.9	7/13	-9.4	1/24	1,364.5	86.0	7/25
平成28年	10.8	36.3	8/ 7	-9.1	1/18	1,587.0	128.0	10/ 8
平成29年	10.3	34.9	7/11	-10.9	1/25	1,912.0	86.5	8/24
平成30年	10.8	36.5	7/30	-14.3	2/ 7	1,904.5	117.0	8/ 5
令和元年	11.2	38.4	8/15	-10.0	1/15	1,269.5	71.0	10/12
令和2年	11.4	37.9	9/ 3	-10.0	2/ 2	1,853.5	70.5	10/ 4

阿仁合 観測所	気温 (°C)					降水量 (mm)		
	平均	最高	起日 (月/日)	最低	起日 (月/日)	総量	日最大	起日 (月/日)
平成16年	10.6	36.1	7/31	-10.5	2/ 9	2,311	103	9/30
平成17年	9.6	34.1	8/ 6	-11.3	2/16	2,009	66	8/22
平成18年	9.8	35.7	8/ 9	-12.6	2/ 4	1,501	57	11/ 7
平成19年	10.1	36.1	8/14	-9.9	3/19	2,211	192	9/17
平成20年	10.2	32.1	8/13	-10.3	2/25	1,669.0	64.5	8/28
平成21年	10.0	32.7	6/29	-10.4	1/12	2,229.5	101.5	7/19
平成22年	10.3	34.3	9/ 2	-10.9	2/18	2,395.0	105.5	9/11
平成23年	9.7	35.1	7/19	-11.5	1/12	2,494.5	101.0	9/13
平成24年	9.7	34.8	8/28	-14.1	2/ 2	1,963.5	97.5	7/16
平成25年	9.5	33.3	6/13	-10.5	1/24	2,661.5	132.5	9/16
平成26年	9.4	32.5	6/ 4	-11.2	2/ 8	2,572.5	93.0	7/10
平成27年	10.2	34.5	7/13	-10.0	1/25	1,846.5	58.5	4/ 3
平成28年	10.1	36.6	8/ 7	-8.7	2/12	2,139.5	111.5	8/26
平成29年	9.5	34.1	8/ 7	-12.0	1/15	2,611.5	160.5	7/16
平成30年	10.0	35.9	8/23	-14.8	2/ 2	2,660.0	200.0	5/18
令和元年	10.2	35.9	8/15	-11.0	1/27	1,853.5	67.5	10/12
令和2年	10.4	34.8	8/28	-9.2	1/ 7	2,293.0	73.5	7/11

脇神 観測所	気温 (°C)					降水量 (mm)		
	平均	最高	起日 (月/日)	最低	起日 (月/日)	総量	日最大	起日 (月/日)
平成 16 年	10.4	35.6	7/31	-10.4	1/26	1,824.0	101.0	9/30
平成 17 年	9.7	33.5	8/ 1	-10.2	2/16	1,690.0	69]	7/ 6
平成 18 年	9.8	36.0	8/17	-14.2	1/10	1,377.0	102.0	8/18
平成 19 年	10.2	35.7]	8/14	-9.4	3/19	1,545.0	174.0	9/17
平成 20 年	10.2	32.6	8/13	-13.3	1/19	1,301.5	65.0	7/28
平成 21 年	9.7	31.9	6/28	-13.4	1/29	1,620.0	95.0	7/18
平成 22 年	10.2	33.8]	9/ 2	-13.0	2/18	1,806.5	112.5	8/31
平成 23 年	10.5]	34.1	8/ 5	-13.4]	1/27	1,816.0]	100.0]	8/17
平成 24 年	9.8	34.7	9/ 1	-13.0	2/ 2	1,401.5	113.5	7/16
平成 25 年	9.5	33.0	6/13	-13.4	1/24	1,918.5	148.0]	9/16
平成 26 年	9.6	32.4	6/ 4	-15.8	1/18	1,788.0	142.5	7/10
平成 27 年	10.3	34.1	7/13	-12.0	1/25	1,258.0	76.5	7/25
平成 28 年	10.1	35.5	8/ 7	-10.6	2/12	1,635.0	123.0	10/ 8
平成 29 年	9.5	34.2	8/ 7	-13.7	1/15	1,809.5	97.5	7/22
平成 30 年	10.0	35.4	7/30	-15.8	2/ 2	1,893.0	129.5	5/18
令和元年	10.3	37.3	8/15	-12.3	1/27	1,239.0	70.5	10/12
令和2年	10.6	35.6	9/ 3	-11.5	2/ 9	1,782.0	67.5	10/ 4

注 :] 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

出典：気象庁ホームページ

(2) 気温

平年値でみると、年平均気温は、鷹巣で 10.5°C、阿仁合で 9.9°C、脇神で 10.0°C となっている。最暖月は 8 月でその平均気温は鷹巣で 23.7°C、阿仁合で 23.1°C、脇神で 23.3°C に達する。また、最寒月は 1 月でその平均気温は鷹巣では -1.5°C、阿仁合では -2.0°C、脇神で -2.0°C まで下がる。夏の最高と冬の最低との年較差は鷹巣で 25.2°C、阿仁合で 25.1°C、脇神で 25.3°C となる。（平年値の統計期間は鷹巣・阿仁合は平成 3 年～令和 2 年、脇神は平成 15 年～令和 2 年）

これは、夏には太平洋から高温多湿の南東季節風が吹くことと、冬には大陸から寒冷の北西季節風が吹くことの影響によるものである。

なお、昭和 51 年から令和 2 年までにおける本市の最高気温・最低気温は次のとおりである。

最高気温 38.6°C (鷹巣：令和 3 年 8 月 7 日)

最低気温 -17.8°C (鷹巣：昭和 59 年 2 月 18 日)

(3) 風

本市の年間風速は毎秒 2 m 前後の内陸型盆地特有の弱い風である。

市内の強風が吹くのを原因別でみると、日本海低気圧によるものが圧倒的に多く、以下台風、季節風などとなっている。

なお、昭和 51 年から令和 2 年までにおける本市の最大風速は次のとおりである。

最大風速 20.9m (脇神：平成 24 年 4 月 4 日)

(4) 雨

平年値でみると、年間降水量は、鷹巣で 1,704.7mm、阿仁合で 2,099.7mm、脇神で 1,603.1mm と差がみられる。最大降水量は鷹巣で 7 月で 214.7 mm であるが、阿仁合では 8 月で 240.0 mm、脇神では 7 月で 211.9 mm となっている。また、最小降水量はいずれの地点でも例年冬期の 2 月

第1編 第6節 市の特性

となっている。(平年値の統計期間は鷹巣・阿仁合は平成3年～令和2年、脇神は平成15年～令和2年)

大雨は、日本海低気圧によるものが圧倒的に多く、ついで寒冷前線、雷雨等となっており、台風によるものは比較的少ない。また時期としては7～8月が最も多い。

なお、昭和51年から令和2年までにおける本市の降雨状況は次のとおりである。

年 最大降水量 2,771 mm (阿仁合：昭和54年)

日 最大降水量 200 mm (阿仁合：平成30年5月18日)

時間最大降水量 68 mm (阿仁合：平成26年7月19日)

(5) 雪

市内で最も早く初雪をみるのは、11月10日前後、遅いのは11月20日ごろである。

積雪の平均初日は、11月の下旬。最深積雪期は、2月中旬から下旬。平均積雪終日は、4月上旬となっている。

なお、昭和51年から令和2年までにおける本市の最深積雪状況は次のとおりである。

最深積雪 188 cm (阿仁合：平成25年2月25日)

(6) 日照

平年値でみると、年間の日照時間合計は、鷹巣で1,528.2時間で1日平均4.2時間、阿仁合で1,422.9時間で1日平均3.9時間となっている。最も長い月は鷹巣で5月の184.1時間で1日平均5.9時間、阿仁合で5月の188.3時間で1日平均6.1時間である。最も短い月は鷹巣で12月の47.4時間で1日平均1.5時間、阿仁合で1月の31.6時間で1日平均1.0時間である。

(平年値の統計期間は鷹巣・阿仁合は平成3年～令和2年、脇神では観測していない)

(7) 湿度

市内における暖候期の日最小湿度の平均値は、県平均と同じく沿岸部に比べて数%低い程度で局地性は現れていないが、注目されるのは、フェーン現象による異常乾燥がある。

平均湿度は、3月から4月にかけて低く、7月が最も高く、また、日最小湿度も40%以下の日数は4月が最も多く、8月が最も少ない。

(8) 霜

春と秋に、移動性の高気圧に覆われて晴れると、夜間に放射冷却によって気温が著しく低下する。気温が4℃以下に下がると地表面の湿度が0℃以下になって、霜が降りることがある。

春に起こる霜害を晩霜害といい、秋のものを初霜害という。

終霜は、5月上旬ごろ、初霜は10月中下旬であるが、地形の等高によっても異なり、年によっては1か月以上ずれこむこともある。

(9) 梅雨

梅雨期の天候は、年によって空梅雨もあれば、曇雨天が長びき大雨の降る年もある。梅雨入りとなるのは、平均的に6月中旬ごろであり、梅雨入り後の梅雨現象は一般的にはそれほど顕著ではなく、また、しばらくして中休み状態となる。本格的となるのは7月に入ってからで、特に中旬を中心とする梅雨末期は大雨となることが多い。

(10) 台風

市内に影響を及ぼす台風は、年に1～2回程度であるが、経路、季節及び地域によって性格も程度も異なり、時にははるか遠くにあるうちに、前後を刺激して大雨となることもある。

(11) 雷と雹

秋田県における30年間(昭和56～平成22年)の年平均雷発生日数は31.4日で、最小は20

日、最大は49日となっている。雷の発生は2月から7月にかけて少なく、10月から12月にかけて多くなる。

また、雷雲の発生によって降雹や局地的大雨となることがある。

降雹は、4月から5月にかけてと9月ごろに多く発生しているが継続時間は10分ぐらいのことが多い。大きさは0.5cmから3cmに達するものがある。

(12) 雪崩

雪崩の種類は、表層なだれ雪崩と全層雪崩に大別される。雪崩は、傾斜の急なところに起こりやすく、県内では過去の統計によると30度から60度の間で多く発生している。

しかし、傾斜のゆるいところで発生することがあり、表層雪崩では18度、全層雪崩では24度を雪崩の起きない限界とみられている。

また、雪崩は気温・日射・風・雨など、そのときの気象状態に影響されることが多い。

(13) 融雪

市内における洪水の発生は、梅雨期や台風期の大河によるものと融雪によるものとがある。

融雪は、時期的には3月から5月にかけて多い。また、気温が上昇した日、雨の降った日に起こりやすく、雪質や風速などにも影響され、気温が10°Cならば1日60mmぐらい融ける。

(14) 霧

市内における霧の発生は10月をピークに夏から秋にかけて多く、発生時期は未明の3時ごろに始まり、日出後1~3時間くらいで消滅する。

4. 活断層

本市及び秋田県を含む東北日本の活断層は、火山周辺のものを除き、主として南北方向の、1つ1つはあまり長く連続しない。縦ずれ断層（おそらく大半が逆断層）で、活動度がB級（平均変位速度が1000年に10~数10cm）のものが多い。県内の活断層が比較的密集しているのは、花輪盆地東縁、能代平野、駒ヶ岳などであるが、活断層の疑いのあるリニアメントは市内にもいくつか分布している。これら活断層は今後も震源となりうるものといえる。地震断層発生の記録がなくても、既知の活断層の位置に震央が推定されている地震があり、本市では二ツ井付近でM4.3（1957年3月1日）、森吉山付近でM5.4~5.6（1906年10月12日）の地震の震央が推定されている。このように考えると、活断層のうち、地震断層の発生を含み、最近震源となったことが知られていない所が、今後震源となる可能性が高いということになる。

また、地震調査研究推進本部が平成18年に、鹿角市を南北に走る花輪東断層帯を調査している。

5. 休廃止鉱山

(1) 休廃止鉱山の概要

秋田県の鉱山開発は西暦743年に白根(尾去沢)鉱山発見の伝説にはじまり、806年の太良鉱山、1500年代には日三市鉱山等次々に開発され、栄枯盛衰を繰り返してきた。

本市においても、特に阿仁地区及び鷹巣地区では、鉱山の盛衰によって政治、経済が大きく左右されてきた。延慶2年(1309年)に旧阿仁合町で金山が開発され、その後、銀、銅、石炭等が次々と発見されて町発展の端緒となっている。元禄11年(1698年)以降は、佐竹藩が直営し、享保年間(1732年)には産銅日本一を記録している。明治8年には鉱山が官営となり、直営鉱山として多額の投資が実施され鉱山産業が隆盛を極めてきたが、資源の枯渇と円高経済による採算性の問題等から、昭和30年代以降に休止若しくは閉鎖された。

なお、平成6年3月をもって秋田県内の金属鉱山はすべて閉山している。

■市町村別鉱山数(昭和55年3月 県公害課)

市町村名	鉱山数	市町村名	鉱山数
小坂町	17	鳥海村	5
鹿角市	51	協和町	6
大館市	28	西仙北町	2
比内町	20	角館町	6
田代町	5	西木村	14
鷹巣町	8	田沢湖町	9
阿仁町	9	太田町	2
森吉町	2	増田町	2
上小阿仁村	3	東成瀬村	4
八森町	6	稻川町	3
藤里町	8	羽後町	1
峰浜村	1	湯沢市	3
能代市	1	雄勝町	7
秋田市	3	皆瀬村	2
本荘市	1	山内村	3
象潟町	3	南外村	1
金浦町	1		
由利町	1	計	238

(注) 市町村名は昭和55年3月時点の名称

■ 北秋田市内の主な休廃止鉱山

鉱山名	鉱業権者	鉱区番号	鉱山所在地	鉱種名
奥見内鉱山	同和鉱業K.K	秋採登934号	鷹巣地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・硫化鉄・石膏・重晶石
中外明利又鉱山 明又鉱山	旧中外鉱業K.K	秋採登旧591号外3	鷹巣地区	金・銀・銅・硫化鉄・マンガン
揚の沢鉱山	揚の沢鉱山K.K	秋採登948号	鷹巣地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・蒼鉛
大舟木鉱山・ 小舟木鉱山 (舟木鉱山)	—	秋採登旧186号	鷹巣地区	銅・鉛・亜鉛・硫化鉄
湯の岱鉱山	—	—	鷹巣地区	銅・鉛
藤原秋田鉱山	藤原半平	—	鷹巣地区	金
門ヶ沢鉱山	—	—	鷹巣地区	銅
羽立鉱山	—	—	鷹巣地区	銅
北秋(大宝)鉱山	旧大宝鉱業K.K	秋採登旧885号	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・硫化鉄
阿仁鉱山	旧阿仁鉱山K.K	秋採登旧85号外2	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・硫化鉄
阿仁向山鉱山	旧高木誠一	秋採登旧886号	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・タンゲステン・マンガン
佐山鉱山	旧卯根倉鉱業K.K	秋採登旧474号	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・硫化鉄

鉱山名	鉱業権者	鉱区番号	鉱山所在地	鉱種名
打当鉱山	—	—	阿仁地区	銅
大阿仁炭鉱	石炭鉱業合理化事業団	—	阿仁地区	石炭
荒瀬炭鉱	石炭鉱業合理化事業団	—	阿仁地区	石炭
萱草炭鉱	石炭鉱業合理化事業団	—	阿仁地区	石炭
古河山一炭鉱	石炭鉱業合理化事業団	—	阿仁地区	石炭
奥羽無煙炭鉱	—	—	鷹巣地区 森吉地区	石炭
東北前田炭鉱	石炭鉱業合理化事業団	—	森吉地区	石炭

(2) 秋田県における鉱害発生状況

県内の鉱山の多くは山間部に所在し、鉱山開発に伴なう坑内水、捨石（ズリ）、鉱滓等の発生は必然であり、これらは、銅、カドミウム等の重金属を含有し、雨水、浸透水とともに下流に流出し、水田、飲料水等を汚染することになった。

このように鉱山開発は、鉱害の発生を招くことは避けられないことから、秋田県の鉱害問題も古くから発生しており、例えば、明治35年の小坂鉱山の煙害、昭和11年の尾去沢鉱山の沈殿池欠壊等、当時の稼動鉱山で大きな鉱害が発生し、特に豪雨等により沈殿池が欠壊した事例が多い。

また、昭和40年代前半までは酸性水及び銅による作物被害が主で、大半の稼動鉱山が多かれ少なかれ下流域の作物被害補償を行っている。

昭和43年、富山県で発生したいわゆる「イタイイタイ病」が大きな社会問題になったことと呼応し、昭和45年、日三市鉱山の鉱山問題から端を発し、操業鉱山は元より特に坑内水等の管理が不備な休廃止鉱山の鉱害発生が問題になった。また、当時稼動中であった立又鉱山下流の井戸水のカドミウム汚染が見つかり、さらに、昭和45年からは各地からカドミウム汚染米が検出されるなど、今までになかった型の鉱害が発生してきた。

第2. 北秋田市の社会的、経済的概況

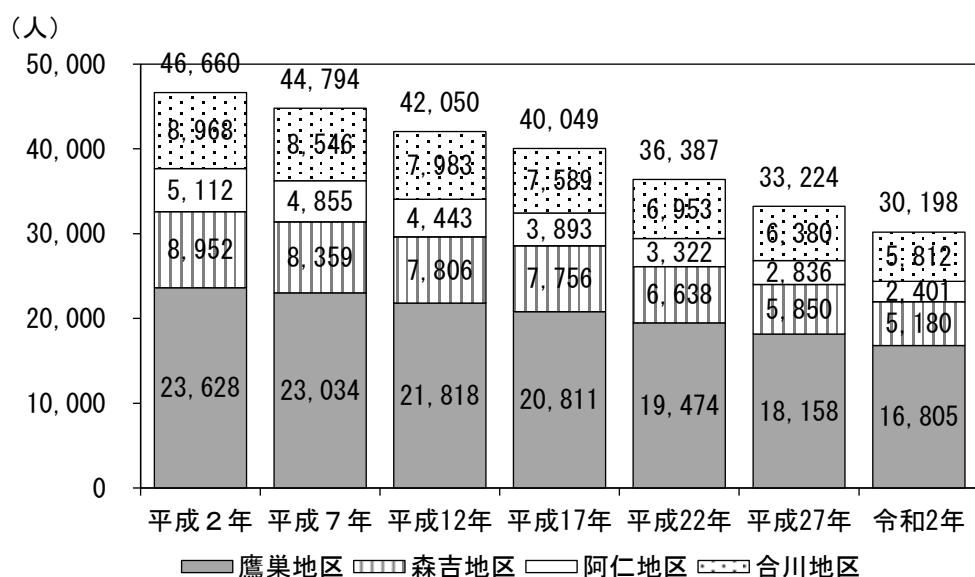
1. 人口世帯等

(1) 人口と世帯

令和2年における本市の人口は30,198人（国勢調査）で、鷹巣地区が全体の過半数を占めている。人口推移をみると、減少傾向にあり、平成27年からの5年間では、9.1%の人口減となっている。これは、県全体の6.2%を上回っており、本市の人口減少が急速に進んでいることを示している。

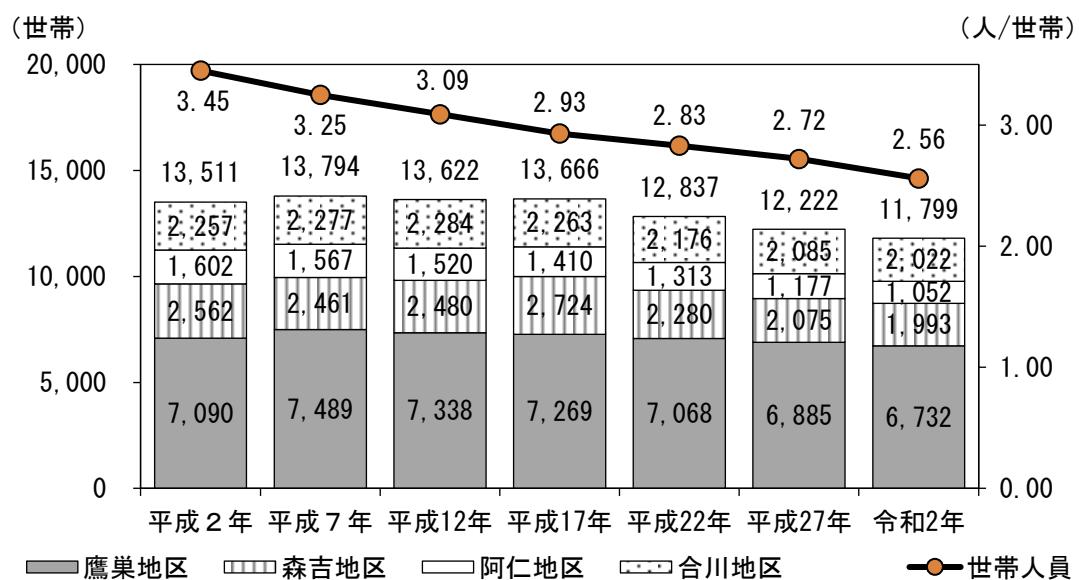
一方、世帯数をみると、令和2年は11,799世帯（国勢調査）で5年間で3.5%の減少にとどまり、人口減に対して世帯数の減少は少ないため、世帯人員は減少し、令和2年は2.56人と核家族化の傾向を強めている。

■ 人口推移（各年10月1日）



出典：国勢調査

■ 世帯数及び世帯人員の推移（各年10月1日）

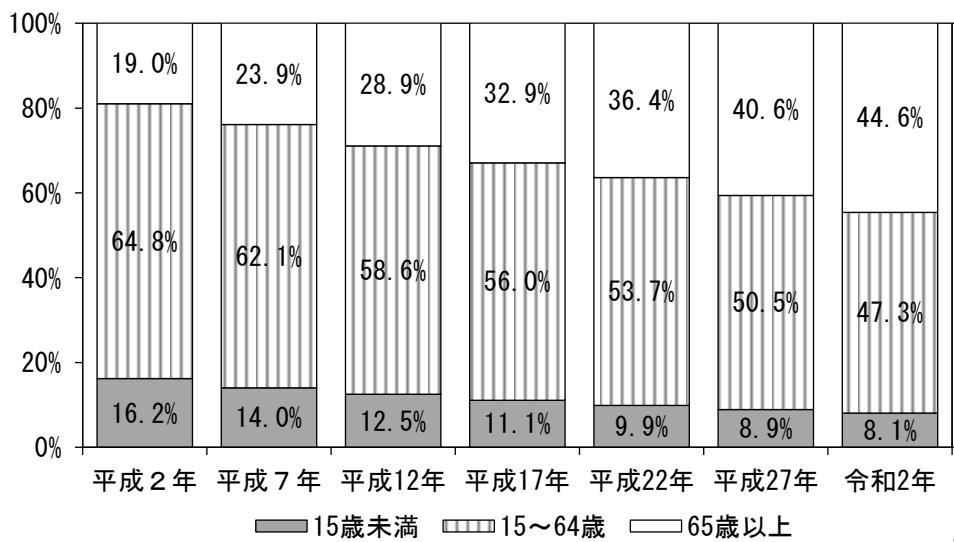


出典：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口構成比をみると、令和2年は15歳未満の年少人口が8.1%、15~64歳の生産年齢人口が47.3%、65歳以上の老齢人口が44.6%となり、老齢人口の比率（高齢化率）は平成27年よりも4.0%上昇し、3人に1人以上が高齢者となっている。本市の少子高齢化の傾向は、県平均（年少人口9.7%、生産年齢人口52.7%、老人人口37.6%）以上に進んでおり、特に南部の山間部においてこの傾向が強い。

■ 年齢3区分別人口構成比（各年10月1日）

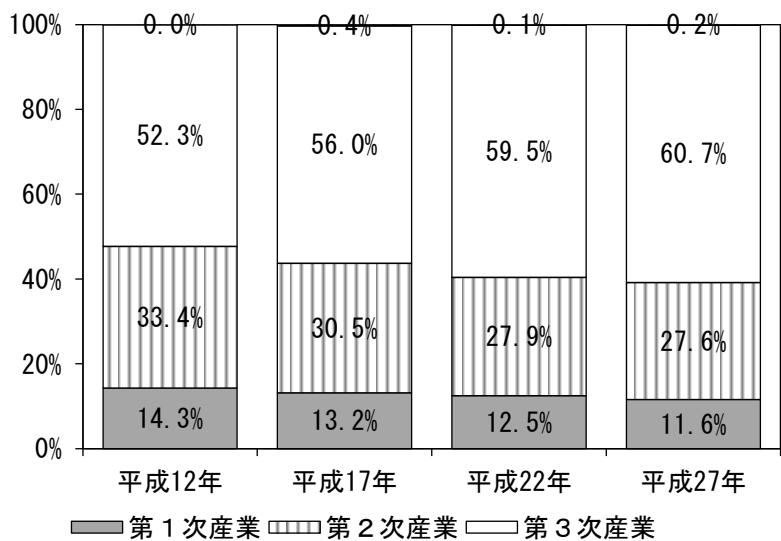


出典：国勢調査

(3) 就業人口

産業3区分別就業人口構成比をみると、平成27年の就業者数は、平成22年よりも6.8%減少して15,291人となっており、第1次産業従事者が11.6%（1,770人）、第2次産業従事者が27.6%（4,217人）、第3次産業従事者が60.7%（9,279人）となっている。第1次産業及び第2次産業の比率が平成22年よりも減少しているのに対して、第3次産業の比率は0.7%上昇している。

■産業3区分別就業人口構成比（各年10月1日）



出典：国勢調査

2. 土地利用の状況

本市の土地利用の状況は、次のとおりとなっており、森林、農地が市域の大部分を占めているが、都市化の進行により宅地、道路も増加してきている。

■土地利用の推移

	平成 7 年 (km ²)	平成 16 年 (km ²)	平成 24 年 (km ²)	平成 30 年 (km ²)
農用地	7,091	6,819	6,480	6,350
農地	6,810	7,082		
採草放牧地	9	9		
森林	96,533	96,450	98,198	98,235
原野等	2,587	3,882	0	3
水面・河川・水路	2,541	2,485	2,498	2,510
道路	1,692	1,749	1,845	1,862
宅地	1,144	1,277	1,395	1,384
住宅地	777	796		
工業用地	98	130		
その他の宅地	402	218		
その他	3,669	2,595	4,841	4,932
合計	115,257	115,257	115,257	115,276
市街地	160	161		

出典：北秋田市資料（平成 7 年・16 年）、秋田県の土地利用（平成 24 年・30 年）

3. 交通

(1) 道路

国道は、市北部を東西に通過する大館市と能代市を結ぶ国道 7 号、由利本荘市から本市の南北を縦貫する国道 105 号、そして、国道 105 号から分岐し、大館市及び上小阿仁村とを結ぶ国道 285 号が通過している。また、能代市内の国道 7 号を起点として市内米内沢の国道 285 号に至る県道 3 号線二ツ井森吉線、市内綴子で国道 7 号から分岐し上小阿仁村の国道 285 号に至る県道 24 号線鷹巣川井堂川線の主要地方道 2 路線、その他一般県道 12 路線が市内と接市町村を結んでいる。

なお、本圏域の高速道路は、秋田自動車道が、東方面は東北自動車道の小坂ジャンクションから蟹沢まで（一部無料区間）、西方面は二ツ井白神（一部無料区間）まで供用されている。

(2) 鉄道

市北部を東西に JR 東日本奥羽本線が横断しているほか、鷹巣駅（JR 鷹ノ巣駅隣接）を起点として秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線が市域を縦貫している。

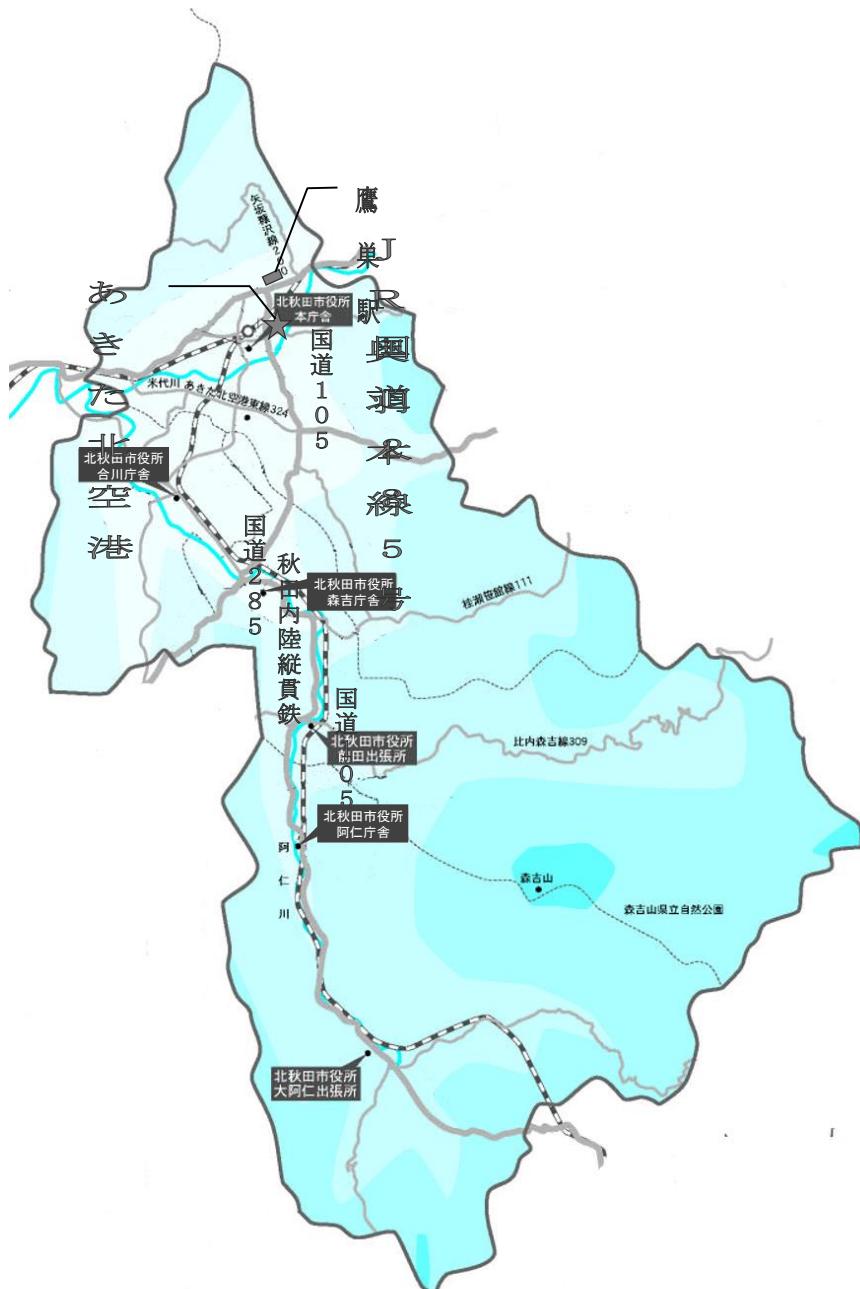
市内の駅は、JR 東日本奥羽本線は前山駅、鷹ノ巣駅、糠沢駅の 3 駅、秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線は、鷹巣駅、西鷹巣駅、小ヶ田駅、大野台駅、合川駅、上杉駅、米内沢駅、桂瀬駅、阿仁前田駅、前田南駅、小渕駅、阿仁合駅、荒瀬駅、萱草駅、笑内駅、岩野目駅、比立内駅、奥阿仁駅、阿仁マタギ駅の 19 駅がある。中心となる駅は、JR 鷹ノ巣駅で、令和 2 年度の 1 日平均乗車人員は 475 人（JR 東日本ホームページ）となっている。

(3) バス

バス路線は JR 鷹ノ巣駅を起点として旧合川町方面を結ぶ路線や、旧森吉町、旧阿仁町方面などを運行する 7 路線が設定されているほか、鷹巣地区では市街地循環バスが運行されている。また、能代市と東京（池袋）方面を結ぶ高速バスが、いとく鷹巣ショッピングセンター前に停車する。

(4) 空港

市北部には平成 10 年に開港した大館能代空港（あきた北空港）があり、東京羽田便 2 往復が運行されている。令和元年度の年間利用者数は 149,795 人、また令和 2 年度は新型コロナウィルスによる運休等の影響で前年度を大きく下回り 24,531 人（秋田県公式サイト）となっている。

■道路・鉄道の状況

第7節 既往の災害

第1. 既往の一般災害

1. 鷹巣地区

昭和 21 年以降に鷹巣地区で発生した主な一般災害は次のとおりである。

年月日	種別	被 味 状 況
昭和 21 年 3 月 13 日	低温	鷹巣地区で 3 番目の最低気温。零下 19.8 度
昭和 22 年 7 月 18 日	高温	最高気温 36.1 度
昭和 22 年 7 月 22 日 ・ 23 日	水害	米代川右岸堤防決壊。舟見町全域浸水、林道鷹巣橋流失、被害甚大
昭和 22 年 12 月 26 日	火災	淨運寺焼失
昭和 24 年 3 月 2 日	火災	観音堂岱分校、職員住宅全焼
昭和 24 年 3 月	火災	栄字太田で昼火事。住家 5 棟全焼
昭和 25 年 6 月 1 日	火災	鷹巣町大火。住家 550 棟、非住家 145 棟焼失。重傷 1 人、軽傷 241 人、損害額約 12 億円、災害救助法適用
昭和 26 年 7 月 21 日	水害	県北地方 40 年来の大水害。栄中、小学校が濁流のなかとなり、綴子田中、掛泥方も大被害
昭和 26 年	冷害	作況指数 93
昭和 28 年	冷害	作況指数 84、凶作深刻化する。
昭和 28 年	火災	鷹巣駅前食堂 3 棟焼失。3 人焼死
昭和 29 年 2 月 27 日	水害	40 mm の降雨と雪解水で増水。国鉄鷹巣 - 前山間の鉄橋流失
昭和 29 年 11 月 27 日	火災	有楽町 4 丁目で 4 棟焼失。焼死 1 人
昭和 29 年 12 月 21 日	火災	栄、田沢部落で大火。11 棟焼失
昭和 29 年	火災	七日市郷土誌によれば、この年黒森部落が大火。葛黒部落でも 26 戸焼失
昭和 29 年	冷害	作況指数 92
昭和 31 年 7 月 22 日 ・ 23 日	水害	小猿川大洪水。流失埋没田 97 町歩、農業用施設大被害
昭和 31 年	火災	中小又町有林 71 町歩焼失
昭和 32 年 2 月 4 日	火災	前山部落で 13 棟焼失
昭和 32 年 4 月 1 日	火災	掛泥製材所から出火。住家 2 棟、非住家 12 棟焼失
昭和 33 年 5 月 6 日	火災	栄、太田で 16 棟焼失
昭和 34 年	火災	鷹巣字西屋敷で子ども 2 人焼死
昭和 35 年 3 月 26 日	火災	鷹巣字東塚ノ岱で住家 8 棟、非住家 5 棟焼失
昭和 35 年 7 月 21 日	火災	坊山部落で住家 15 棟焼失
昭和 35 年 8 月 24 日	火災	坊沢、新屋敷町で住家 14 棟、非住家 11 棟焼失
昭和 36 年	火災	鷹巣農協市場全焼。焼死 1 人
昭和 36 年 4 月 3 日	火災	鷹巣駅前 5 棟焼失
昭和 36 年 7 月 29 日	高温	最高気温 35.8 度
昭和 38 年 5 月	水害	降雨、雪解水のため米代川水系で 1 億 1,000 万円の被害。小猿部川、川口橋付近で警戒水位を 65 cm 超え、県道不通
昭和 38 年 6 月 2 日	火災	北小路飲食店より出火。3 世帯焼失
昭和 38 年 6 月 17 日	火災	南鷹巣で住家 1 棟焼失
昭和 38 年 7 月 9 日	火災	坊沢で 2 棟焼失

年月日	種別	被　害　状　況
昭和 38 年 7 月 25 日	水害	豪雨で被害額 3,000 万円
昭和 38 年 8 月 12 日	水害	小猿部川地域洪水被害。降雨量 165 cm
昭和 38 年 8 月 23 日	水害	綴子、坊沢地区洪水被害。12 日の小猿部川地域とあわせ、被害額 1 億 2,600 万円
昭和 39 年 4 月 30 日	火災	栄小学校の風呂場、給食調理室、管理棟など 495 m ² 焼失
昭和 39 年 8 月 12 日	水害	七日市奥地に集中豪雨
昭和 39 年 9 月 4 日	水害	県北地方に集中豪雨。登校途中の女子小学生、仮橋から転落水死
昭和 40 年 1 月 26 日	風雪害	強風雪で倒木が電線切断。合川地区を含む 4 千戸で停電
昭和 40 年 4 月 2 日	風害	瞬間最大風速 30m を記録。被害続出
昭和 40 年 10 月 8 日	火災	綴子、上町で 10 棟焼失
昭和 41 年 3 月 20 日	火災	中屋敷で火災。焼死 2 人
昭和 42 年 6 月 5 日	雹害	直径 30~50 mm の降雹で沢口小学校の窓ガラス 800 枚破損。水田 苗等の農作物に被害
昭和 43 年 4 月 24 日	火災	坊沢上町で 10 棟焼失
昭和 43 年 7 月 21 日 ・ 22 日	水害	集中豪雨で降雨量 104 mm
昭和 43 年	火災	鷹巣ホテル焼失
昭和 43 年	火災	坊沢新屋敷町で住家 5 棟、非住家 6 棟焼失
昭和 44 年	火災	北鷹巣で住家 7 棟、非住家 2 棟焼失
昭和 44 年 3 月 18 日	火災	今泉羽立て火災・飛火で七座小学校 1,928 m ² を全焼。火元の老人 1 人焼死、損害額約 2,000 万円
昭和 44 年 7 月 30 日	水害	集中豪雨により、稻作、土木関係の被害大。横淵橋流失
昭和 44 年 8 月 23 日	水害	台風 9 号の影響で、この年 3 回目の大雨
昭和 44 年 9 月 1 日	火災	有楽町で 9 棟 13 世帯焼失
昭和 44 年 12 月	風害	瞬間最大風速 29m
昭和 46 年 8 月 6 日	高温 干害	鷹巣気象通報所開設以来の最高気温 37.9 度を記録。猛暑続きで 沢口の養鶏 500 羽が日射病でダウン
昭和 46 年	火災	東鷹巣で住家 5 棟、非住家 3 棟焼失
昭和 46 年	火災	綴子上町の楽屋被服工場 1,758 m ² 全焼。負傷者 12 人
昭和 47 年 5 月 25 日	火災	中屋敷で民有林 40ha 焼く
昭和 47 年 7 月 7 日	水害	228.5 mm の集中豪雨により、浸水 137 戸、橋梁流失 4 など農作物 の被害も大。被害額 11 億 1,700 万円
昭和 48 年 2 月 16 日	火災	丸留旅館ほか 4 棟、1,180 m ² 焼失
昭和 48 年 7 月	干害	明治以来の最小降雨で 717ha に深刻な水不足。記録的な日照続き で、給水タンク車出動
昭和 48 年 11 月 6 日	重金属 汚染	町内 5 地区 21 箇所調査の結果 3 箇所でカドミウム汚染明らかになる。今泉地区は 2.61PPM の高濃度汚染
昭和 49 年 8 月	重金属 汚染	町内より、カドミウム汚染箇所続出。明利又、葛黒地区 229 人、 今泉地区 365 人の住民健康調査を実施
昭和 49 年 10 月 1 日	重金属 汚染	町内立毛玄米 303 検体より汚染米 2、準汚染米 25 箇所を検出
昭和 49 年	重金属 汚染	今泉地区 46.21ha が農用地土壤汚染地区に指定
昭和 49 年	火災	綴子下町で住家 1 棟焼失、焼死 1 人
昭和 50 年 8 月 20 日	水害	集中豪雨で七日市明利又部落で家屋流失など、小猿部川流域大被害。他地区に移転 20 戸、損害見込額 22 億 710 万円

第1編 第7節 既往の災害

年月日	種別	被 味 状 況
昭和 51 年 2 月 14 日	低温	零下 19.4 度。記録されてから 4 番目の低温
昭和 51 年 3 月 5 日	火災	鷹巣で住家 3 棟全焼。被害額 1,400 万円
昭和 51 年 5 月 30 日	火災	川口で住家 2 棟、非住家 7 棟全焼、傷者 2 人、被害額 2,200 万円
昭和 51 年 7 月 26 日	高温	猛暑続く。鷹巣気象通報所開設以来 2 番目の最高気温 37.4 度を記録
昭和 51 年 8 月 30 日	冷害	異常低温で青立ち 54ha、稻作平年比 92%、前年比 86% の不作となる
昭和 52 年 1 月 31 日	低温	1 日中の真冬月 21 日も、32 年ぶりの異常寒波続く
昭和 52 年 7 月 10 日	火災	北萬醤油工場全焼、鷹巣保育園一部類焼。被害額 7,400 万円
昭和 53 年 3 月 1 日	風害	国鉄阿仁合線、米代川鉄橋付近で瞬間最大風速 38m の暴風雨。終日吹き荒れて、鷹巣小学校の小屋など 1,200 万円の被害額
昭和 53 年 5 月 15 日	老朽	米代川、栄橋に亀裂が生じ車両全面通行禁止。陣場岱を迂回通行
昭和 53 年 5 月 26 日	火災	松葉町 6 丁目で住家 3 棟、非住家 1 棟全焼。被害額 2,600 万円
昭和 53 年 8 月 3 日	高温 干害	7 月 6 日以来真夏日が続く猛烈炎暑のなか、観測史上最高の 39.2 度を記録
昭和 53 年 8 月	干害	炎暑続きで綴子簡水が涸れ、糠沢川から直接揚水や、給水タンクで補給、干ばつ被害 153ha、臨時ポンプ取付 103 台
昭和 54 年 7 月 27 日 ・ 28 日	水害	27 日夕から 28 日早朝にかけて集中豪雨。日雨量 119 mm 住家：床上浸水 1 棟・床下浸水 34 棟・一部破損 1 棟 非住家：床下浸水 30 棟・一部破損 1 棟 水田：流失 15ha・冠水 210ha 畑：浸水 3 ha 林道：3 箇所・延長 60m 山腹崩壊：4 箇所 農業用施設：水田 170 箇所・畑 5 箇所・水路 110 箇所・ため池 3 箇所・揚水機 5 箇所・橋梁 10 箇所 町道：13 箇所・延長 227m 橋梁：1 箇所・延長 57m 河川：61 箇所・延長 1,718m 被害額：5 億 6,500 万円
昭和 54 年 8 月 7 日	水害	住家：床上浸水 10 棟 農業用施設：水田 27 箇所・畑 1 箇所・水路 46 箇所・頭首工 1 箇所・農道 12 箇所・橋梁 2 箇所 町道：4 箇所・延長 70m 河川：19 箇所・延長 478m 被害額：1 億 2,200 万円
昭和 54 年 8 月 20 日	火災	綴子下町で住家 1 棟、非住家 3 棟全焼。傷者 2 人、被害額 1 億 3,800 万円
昭和 55 年 4 月 6 日	水害	5 日夜半から集中豪雨（日雨量 100 mm）と融雪で被害大 住家：床上浸水 19 棟・床下浸水 50 棟 非住家：床上浸水 3 棟・床下浸水 12 棟 林道：3 箇所・延長 81m 農業用施設：水田 40 箇所・水路 45 箇所・頭首工 4 箇所・ため池 1 箇所・揚水機 6 箇所・農道 173 箇所・橋梁 3 箇所 町道：15 箇所・延長 1,696m 橋梁：1 箇所・延長 4 m

年月日	種別	被　害　状　況
		河川：66 箇所・延長 3,755m 被害額：3 億 4,100 万円
昭和 55 年 9 月 3 日	火災	綴子大堤で非住家 2 棟全焼。被害額 3,100 万円
昭和 56 年 6 月 22 日 ・23 日	水害	降雨量 104 mm の集中豪雨 林道：2 箇所・延長 20m 農業用施設：水田 5 箇所・水路 13 箇所・頭首工 3 箇所・ため池 2 箇所・農道 4 箇所 町道：2 箇所・延長 49m 河川：14 箇所・延長 225m 被害額：6,900 万円
昭和 56 年 7 月 6 日	水害	降雨量 119 mm の集中豪雨 農業用施設：水路 5 箇所・頭首工 1 箇所・農道 2 箇所・橋梁 1 箇所 町道：3 箇所・延長 23m 河川：14 箇所・延長 377m 被害額：6,000 万円
昭和 56 年 8 月 22 日 ・23 日	風水害	台風 15 号による暴風雨、瞬間最大風速 42m、前後 3 日間の降雨量 216 mm、記録的暴風となる。 住家：半壊 1 棟・床下浸水 11 棟・一部破損 49 棟 非住家：全壊 14 棟・半壊 1 棟・床下浸水 4 棟・一部破損 47 棟 一般公共建築：全壊 1 棟・一部破損 13 棟 水田：冠水 162ha 農業用施設：水田 40 箇所・水路 28 箇所・頭首工 6 箇所・ため池 2 箇所・揚水機 2 箇所・農道 9 箇所・橋梁 1 箇所 県道：8 箇所 町道：6 箇所 河川：21 箇所 被害額：5 億 6,300 万円
昭和 56 年 11 月 28 日	火災	鷺巣で住家 1 棟半焼。傷者 1 人、被害額 5,300 万円
昭和 56 年 12 月 8 日	冷害	稻作の最終作況指数 78 の不作となり、天災融資法の適用と激甚地災害の指定となる。
昭和 57 年 3 月 14 日	火災	鷺巣で住家 2 棟全焼。被害額 3,400 万円
昭和 57 年 5 月 4 日	火災	七日市本郷で住家 3 棟全焼。被害額 2,500 万円
昭和 57 年 5 月 13 日 ・14 日	水害	集中豪雨 水田：冠水 45ha 農業用施設：水田 3 箇所・水路 150 箇所・揚水機 3 箇所・農道 10 箇所 町道：2 箇所・延長 16m 河川：22 箇所・延長 285m 被害額：3,800 万円
昭和 57 年 11 月 24 日	火災	栄、摩当で住家 1 棟全焼。被害額 1,200 万円
昭和 57 年 11 月 30 日	火災	七日市、松沢で住家 1 棟、非住家 1 棟全焼。被害額 1 億 5,000 万円
昭和 58 年 4 月 27 日	火災	堂ヶ岱で非住家 1 棟全焼。鶏 2,700 羽焼死
昭和 58 年 8 月 14 日	火災	小森で非住家 3 棟全焼。牛 7 頭焼死、被害額 600 万円
昭和 58 年 8 月 19 日	火災	七日市、上舟木で住家 2 棟、非住家 1 棟全焼。被害額 2,000 万円

第1編 第7節 既往の災害

年月日	種別	被 味 状 況
昭和 59 年 1 月 25 日	火災	綴子、前野で住家 1 棟全焼。焼死 2 人、被害額 800 万円
昭和 59 年 1 月 27 日	低温	最低気温、零下 17.6 度
昭和 59 年 3 月 3 日	雪害	連続の真冬日。7 日第 1 級の寒気団来襲、特急・急行など全休
昭和 59 年 3 月 10 日	雪害	ドカ雪で積雪 1 m を超え、町の雪害対策本部を設置
昭和 59 年 4 月 16 日	火災	七座、今泉のドライブイン全焼
昭和 59 年 8 月 19 日	干害	7 月 26 日以来雨なしで米代川に渇水警報。連日真夏日の猛暑続き、22 日台風 15 号の影響で 28 日ぶりに待望の降雨
昭和 60 年 1 月	低温	米代川、正月から全面凍結
昭和 60 年 4 月 1 日	火災	七日市、葛黒で住家 1 棟、非住家 1 棟全焼
昭和 60 年 6 月 9 日	火災	栄、摩当で非住家 1 棟全焼。豚 23 頭焼死、被害額 1,100 万円
昭和 60 年 6 月 26 日	火災	栄、摩当で非住家 1 棟全焼。豚 30 頭焼死、被害額 1,900 万円
昭和 60 年 6 月 29 日	火災	黒沢で住家、車庫、鶏舎 3 棟全焼
昭和 60 年 7 月 26 日	火災	綴子、糠沢で住家 2 棟、非住家 4 棟全焼。被害額 3,500 万円
昭和 60 年 8 月 11 日	火災	鷹巣、桜木町、旧料亭「松鶴」より出火、住家 3 棟、非住家 2 棟全焼。傷者 1 人、被害額 4,300 万円
昭和 60 年 9 月 25 日	火災	七日市本郷で住家 2 棟全焼
昭和 61 年 1 月 29 日	雪害	積雪 122 cm。町雪害対策本部を設置
昭和 61 年 3 月 6 日	火災	児童公園北側の店舗併用住家 1 棟全焼
昭和 61 年 3 月 26 日	火災	早朝、鷹巣の中心部で住家 2 棟全焼
昭和 61 年 5 月 12 日	火災	今泉で昼火事。4 棟全焼
昭和 61 年 8 月 23 日	火災	綴子、松原で住家 1 棟全焼
昭和 61 年 9 月	冷害	沢口で稻不稔のため祭典中止。町内各地で秋祭りを自粛
昭和 62 年 2 月 13 日	火災	坊山で住家 1 棟全焼。焼死 1 人
昭和 62 年 12 月 21 日	火災	糠沢蟹子沢の製材事務所と住家 2 棟全焼
昭和 63 年 8 月 3 日	火災	栄、摩当で住家 1 棟全焼、非住家 1 棟半焼。被害額 1,000 万円
昭和 63 年 8 月 24 日	火災	七日市、岩脇で住家 1 棟全焼、非住家 1 棟半焼。被害額 1,200 万円
昭和 63 年 10 月 26 日	火災	脇神字赤川岱で住家 1 棟全焼。被害額 1,100 万円
平成元年 4 月 21 日	火災	今泉で住家、非住家合わせて 3 棟全焼、1 棟部分焼
平成元年 6 月 5 日	火災	七日市横渕で住家、非住家合わせて 2 棟全焼、2 棟部分焼
平成 2 年 4 月 23 日	火災	旭町で住家 1 棟全焼、死者 2 名
平成 3 年 6 月 6 日	火災	今泉で住家 1 棟全焼、死者 2 名
平成 3 年 6 月 8 日	火災	七日市岩脇で住家 1 棟全焼、他 2 棟半焼
平成 3 年 9 月 28 日	風害	台風 19 号による強風被害、秋田市における最大瞬間風速 51.4m (観測史上 1 位)。町災害対策本部設置 負傷者 27 人 住家：全壊 4 棟・半壊 55 棟・一部破損 901 棟 被害総額 77 億 4,500 万円
平成 3 年 12 月 16 日	火災	旭町でカネマル㈱倉庫火災、倉庫を含む住家・非住家 8 棟全半焼
平成 4 年 4 月 17 日	火災	住吉町で住家他 2 棟全焼
平成 4 年 11 月 29 日	火災	七日市三ノ渡で住家他 2 棟全焼、傷者 1 名
平成 4 年 12 月 15 日	火災	七日市岩脇で住家他 2 棟全焼
平成 5 年 6 月 23 日	火災	南鷹巣で町営住宅 1 世帯全焼、死者 1 名
平成 5 年 7 月 28 日 ・29 日	水害	降雨量 163 mm の豪雨灾害。住家・非住家の床下浸水及び倒壊、崖崩れ、道路決壊、冠水、農道・林道の決壊、農地の冠水、河川・水路の決壊による被害総額 3 億 1,400 万円

年月日	種別	被 味 状 況
平成 7年 4月 12日	火災	綴子糠沢で住家2棟全焼、傷者1名
平成 7年 11月 13日	火災	綴子田子ヶ沢で住家1棟全焼、死者1名
平成 8年 7月 3日	水害	総雨量 153mmの豪雨灾害。3日午前7時から8時までの時間雨量は 53mm（観測史上最大）を記録。住家床下浸水、農地浸水、崖崩れによる被害総額2億9,100万円
平成 10年 6月 26日 ・27日	水害	梅雨前線豪雨により住家・非住家の床下浸水、農地・道路・鉄道の冠水、土砂崩れ、路肩決壊
平成 10年 12月 17日	火災	綴子掛泥で住家1棟全焼、死者1名、傷者1名
平成 13年 3月 10日	火災	脇神小ヶ田で住家1棟及び非住家1棟全焼、傷者1名
平成 14年 8月 3日 ～5日	水害	豪雨による 住家被害：床下浸水1棟、田：7ha 冠水、道路：5箇所、河川：9箇所、崖くずれ：1箇所、林道：5箇所、農地：54箇所、農業施設：47箇所
平成 14年 8月 12日	火災	綴子大堤で住家2棟及び非住家1棟全焼
平成 15年 4月 29日	火災	鷹巣東中岱で住家1棟全焼、死者1名
平成 18年 5月 19日	火災	七日市で龍泉寺全焼、他非住家1棟部分焼
平成 19年 7月 26日	火災	坊沢で九島木材工場火災、工場及び倉庫計3棟全焼
平成 20年 5月 11日	火災	元町で飲食店火災、住家及び非住家計7棟全半焼
平成 20年 6月 13日	火災	大野尻で住家1棟全焼、非住家2棟部分焼、死者1名
平成 20年 11月 1日	火災	綴子糠沢で住家1棟全焼、死者1名、傷者2名
平成 20年 12月 22日	火災	栄太田で住家、非住家各1棟全焼、住家1棟、非住家3棟部分焼、死者1名、傷者1名
平成 21年 6月 9日	火災	坊沢で住宅2棟全焼、他住家非住家合わせて4棟部分焼
平成 21年 8月 17日	火災	吉野学園で工場1棟全焼、倉庫1棟部分焼、傷者1名
平成 21年 11月 30日	火災	綴子田中で住家1棟全焼、死者2名
平成 22年 2月 21日	火災	坊沢深閑で住家1棟全焼、死者1名
平成 22年 2月 25日	火災	七日市岩脇で住家1棟全焼、非住家1棟部分焼
平成 22年 3月 10日	火災	材木町で理容店火災、店舗併用住宅1棟全焼、他5棟部分焼
平成 24年 4月 16日	火災	高村岱で建物2棟全焼
平成 24年 12月 27日	火災	高村岱で作業事故により火傷者1名
平成 26年 7月 10日	水害	台風8号と梅雨前線に伴う大雨 道路：1箇所（路肩洗堀）、農地・農業用施設：9箇所
平成 26年 8月 8日	火災	脇神で住家1棟部分焼、非住家1棟全焼、1棟部分焼
平成 26年 11月 13日	火災	松葉町で住家1棟全焼、1棟部分焼、非住家1棟部分焼、1棟ぼや
平成 27年 3月 17日	火災	東横町で住家1棟全焼、1棟半焼、2棟部分焼、非住家1棟ぼや、傷者1名
平成 28年 2月 5日	火災	旭町で住家2棟全焼、2棟部分焼、非住家1棟部分焼、死者1名
平成 28年 4月 26日	火災	材木町で住家2棟全焼、非住家1棟全焼、傷者1名
平成 28年 5月 12日	火災	花園町で住家2棟部分焼、非住家1棟全焼
平成 29年 4月 5日	火災	鷹巣東石巻で非住家1棟全焼、1棟ぼや
平成 30年 1月 20日	火災	前山で住家1棟全焼、1棟ぼや
平成 30年 2月 19日	火災	七日市で住家1棟全焼、非住家1棟部分焼
平成 30年 6月 25日	火災	今泉で非住家1棟全焼、1棟部分焼
令和元年 9月 21日	火災	前山で住家1棟全焼、1棟ぼや、傷者1名
令和 2年 1月 4日	火災	今泉で住家1棟全焼、非住家3棟部分焼
令和 2年 3月 24日	火災	栄で住家1棟部分焼、1棟ぼや、非住家1棟全焼
令和 2年 3月 24日	火災	綴子糠沢で住家1棟全焼、1棟ぼや、非住家2棟部分焼

2. 森吉地区

昭和40年以降に森吉地区で発生した主な一般災害は次のとおりである。

年月日	種別	被　害　状　況
昭和40年12月10日	火災	浦田集落で住家13棟、非住家5棟全焼。被害額29,120千円
昭和41年4月13日	火災	桐内集落で住家8棟、非住家3棟全焼。被害額20,500千円
昭和42年4月10日	火災	小又集落で住家3棟全焼。被害額6,350千円
昭和42年5月15日	火災	小又集落で住家4棟、非住家2棟全焼。被害額4,600千円
昭和43年4月21日	火災	米内沢大町集落で住家4棟全焼。被害額8,000千円
昭和43年6月7日	火災	米内沢横町集落で住家7棟、非住家1棟全焼。被害額29,650千円
昭和47年7月9日	水害	豪雨により全町的に被害が発生。 住家：床上浸水189棟、床下浸水152棟 道路橋梁等41箇所 農林業施設116箇所 被害額：790,383千円
昭和50年8月20日	水害	豪雨により全町的に被害が発生。 住家：全壊1棟、半壊2棟、床上浸水24棟、床下浸水292棟 非住家：流失1棟、床上浸水10棟、床下浸水2棟 道路橋梁等18箇所 農林業施設236箇所 被害額：1,388,940千円
昭和59年2月10日	雪害	災害対策本部を設置 住宅：全壊1棟、一部破損6棟 車庫：全壊1棟 倉庫：全壊2棟、半壊1棟 工場：半壊1棟
昭和60年1月30日	雪害	災害対策本部を設置（4月4日解散） 住宅：一部破損3棟 倉庫：全壊1棟、一部破損1棟 鶏舎：全壊2棟、一部破損1棟 雪下ろし中の事故：負傷3人 雪崩：県道小滝阿仁前田線
昭和61年1月27日	雪害	災害対策本部を設置（3月31日解散） 住宅：一部破損4棟 工場：半壊2棟、一部破損1棟 倉庫：一部破損2棟
昭和62年11月19日	風害	住宅：一部破損3棟
平成2年8月20日	水害	住宅：床上浸水3棟、床下浸水34棟
平成2年10月12日	火災	米内沢川向で住家一棟全焼、傷者1名
平成3年3月27日	火災	桂瀬で奥田工芸社全焼
平成3年6月13日	水害	住宅：床下浸水9棟 施設：床下浸水1棟 牛舎 草地：5ha 冠水 畑：4.4ha 冠水 果樹：0.07ha 冠水 牛舎
平成3年9月28日	風害	台風19号により災害対策本部を設置（10月25日解散）

年月日	種別	被　害　状　況
		住宅：半壊 17 棟、一部破損 509 棟 非住宅：全壊 85 棟、半壊 47 棟、一部破損 507 棟 その他：一部破損 35 棟 商工業関係：全壊 1 棟、半壊 16 棟 町有施設：全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 36 棟 農業施設：ビニールハウス全壊 310 棟。農作業小屋全壊 47 棟、半壊 92 棟 農産物：果樹 49.40ha、野菜 101.30ha、乾燥たばこ 2.85ha、水稻 489.00ha、 林業関係：杉・松・広葉樹 42.00ha、 人的被害：負傷 1 人
平成 3 年 11 月 23 日	火災	桂瀬で住家 1 棟全焼、傷者 1 名
平成 5 年 3 月 1 日	火災	本城御嶽で住家 1 棟全焼、死傷者各 1 名
平成 6 年 11 月 24 日	火災	五味堀で住家 1 棟全焼、他 1 棟部分焼、傷者 1 名
平成 7 年 11 月 18 日	風害	住宅：床下浸水 4 棟
平成 9 年 5 月 8 日	水害	住宅：床下浸水 4 棟 田：44ha 冠水 畑：6 ha 冠水 道路：1 箇所 橋梁：1 箇所 河川：5 箇所 農業施設：1 箇所 林道：8 箇所
平成 9 年 6 月 20 日	水害	住宅：床下浸水 2 棟 田：4.6ha 冠水 畑：7.1ha 冠水 道路：2 箇所
平成 11 年 1 月 11 日	雪害	災害対策本部を設置（3 月 8 日解散） 農業施設：ビニールハウス全壊 12 棟 雪下ろし中の事故：負傷 1 人 雪崩：ダム工事現場 重軽傷 3 人
平成 11 年 3 月 14 日	火災	本城中島で住家 1 棟全焼、死者 1 名
平成 11 年 5 月 3 日	火災	阿仁前田桂坂で住家他 2 棟全焼、傷者 1 名
平成 11 年 9 月 21 日	火災	米内沢御狩屋で木材工場 1 棟全焼
平成 13 年 11 月 24 日	火災	米内沢駅前で住家 1 棟全焼、死者 1 名
平成 16 年 3 月 18 日	火災	米内沢寺の下で住家 1 棟全焼、他 1 棟部分焼
平成 17 年 2 月 20 日	火災	根森田で住家 1 棟全焼、死者 1 名
平成 19 年 4 月 27 日	火災	大岱で住家 1 棟全焼、非住家 1 棟部分焼、傷者 1 名
平成 19 年 9 月 6 日	火災	本城御嶽で住家 1 棟全焼、
平成 21 年 8 月 9 日	火災	本城御嶽で住家 1 棟全焼、非住家 2 棟部分焼
平成 23 年 1 月 19 日	火災	阿仁前田で住家 1 棟全焼、他 1 棟部分焼、傷者 1 名
平成 24 年 1 月 30 日	火災	米内沢川向で住家一棟全焼、住家非住家合わせて 3 棟部分焼
平成 25 年 12 月 31 日	火災	米内沢薬師下で非住家 1 棟全焼、半焼 1 棟、部分焼 1 棟
平成 26 年 5 月 9 日	火災	本城で非住家 2 棟全焼、部分焼 2 棟
平成 27 年 1 月 19 日	火災	米内沢中島で住家 2 棟全焼、非住家 1 棟部分焼、傷者 4 名
平成 27 年 3 月 1 日	火災	根森田で住家 1 棟部分焼、非住家 1 棟全焼
平成 28 年 5 月 9 日	火災	米内沢根小屋で非住家 1 棟全焼、1 棟半焼、1 棟部分焼
平成 28 年 12 月 19 日	火災	本城で住家 1 棟半焼、非住家 1 棟全焼

第1編 第7節 既往の災害

年月日	種別	被　害　状　況
令和元年 1月 22日	火災	上杉で非住家1棟全焼、1棟部分焼、非住家2棟部分焼
令和元年 8月 8日	火災	米内沢桐木岱で住家1棟全焼、非住家1棟ぼや、傷者1名
令和元年 8月 30日	火災	米内沢薬師下で住家1棟全焼、1棟部分焼、非住家1棟全焼、1棟ぼや、死者1名
令和元年 9月 21日	火災	米内沢滝ノ下で住家1棟全焼、非住家2棟全焼
令和3年 3月 1日	火災	住家1棟部分焼、非住家1棟全焼

3. 阿仁地区

平成以降に阿仁地区で発生した主な一般災害は次のとおりである。

年月日	種別	被　害　状　況
平成 4年 9月 26日	火災	阿仁水無で住家他3棟全焼
平成 9年 1月 28日	火災	阿仁幸屋で住家他2棟全焼、死者1名
平成 10年 9月 7日	火災	阿仁根子で住家一棟全焼、死者1名
平成 12年 6月 12日	火災	阿仁子様で住家1棟全焼、死者1名
平成 19年 4月 21日	火災	阿仁荒瀬で縫製工場1棟全焼、傷者1名
平成 20年 8月 22日	火災	阿仁笑内で住家非住家各1棟全焼、死者1名
平成 22年 8月 13日	火災	阿仁銀山で住家及び店舗併用住宅計4棟全半焼
平成 23年 1月 19日	火災	阿仁笑内出住家1棟全焼、傷者1名
平成 23年 5月 1日	火災	阿仁比立内で住家非住家計4棟全半焼
平成 26年 7月 19日	水害	アメダス阿仁合観測所で観測史上1位となる時間雨量68mmを記録。住家被害：床下浸水2棟
平成 30年 12月 15日	火災	戸鳥内で住家1棟全焼、傷者1名
令和 2年 12月 21日	火災	比立内で住家1棟半焼、非住家1棟全焼
令和 3年 2月 13日	火災	幸屋渡で住家1棟全焼、1棟部分焼、死者1名
令和 3年 7月 15日	火災	銀山で住家2棟部分焼、非住家2棟全焼

4. 合川地区

平成以降に合川地区で発生した火災は次のとおりである。

年月日	種別	被　害　状　況
平成元年 4月 9日	火災	木戸石で倉庫他1棟全焼
平成元年 12月 26日	火災	羽根山で製材工場1棟全焼
平成 3年 1月 22日	火災	住家1棟全焼、死者1名
平成 4年 12月 31日	火災	木戸石で住家他1棟全焼
平成 7年 3月 31日	火災	新田目屋敷岱住家他2棟全半焼
平成 13年 12月 31日	火災	木戸石で住家1棟全焼、住家非住家各1棟部分焼、傷者2名
平成 15年 2月 1日	火災	李岱で住家3棟非住家1棟全焼、住家2棟非住家1棟部分焼、傷者2名
平成 16年 1月 26日	火災	大野台工業団地で製材工場1棟全焼
平成 18年 2月 14日	火災	下杉狐森で住家非住家各1棟全焼、住家1棟部分焼
平成 18年 3月 18日	火災	木戸石で住家非住家各1棟全焼
平成 18年 8月 27日	火災	川井で建物2棟全焼、部分焼、傷者1名

年月日	種別	被 味 状 況
平成 27 年 1 月 20 日	火災	上杉で住家 1 棟部分焼、非住家 1 棟全焼
平成 27 年 6 月 20 日	火災	上杉で住家 1 棟全焼、非住家 2 棟全焼
平成 30 年 6 月 14 日	火災	木戸石で住家 1 棟全焼、1 棟部分焼、傷者 2 名
平成 30 年 12 月 23 日	火災	上杉で非住家 1 棟全焼、1 棟部分焼

5. 全域

平成以降に市内全域で発生した主な一般災害は次のとおりである。

年月日	種別	被 味 状 況
平成 21 年 7 月 18 日	水害	豪雨による 住家被害：一部損壊 1 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 12 棟、田：588ha 冠水、道路：9 箇所、河川：11 箇所、崖くずれ：3 箇所、林道：30 箇所、公園：4 箇所
平成 21 年 8 月 13 日	水害	豪雨による 道路：路肩決壊 1 箇所
平成 22 年 7 月 10 日	水害	豪雨による 道路：法面崩落等 4 箇所、河川：護岸決壊 1 箇所
平成 22 年 7 月 29 日	水害	豪雨による 田：冠水等 77.6ha、道路：10 箇所、河川：9 箇所、農地・農業用施設 24 箇所
平成 22 年 8 月 31 日	水害	豪雨による 住家被害：床下浸水 3 棟、道路：路肩決壊 3 箇所、崖くずれ：1 件
平成 22 年 12 月 31 日	雪害	災害警戒部設置（平成 23 年 5 月 12 日解散）人的被害：死者 1 人、住家被害：一部破損 8 棟、道路：雪崩 3 箇所、停電 3,317 戸
平成 23 年 4 月 8 日	水害	融雪による河川増水等 住家被害：床下浸水 1 棟、田：20ha 冠水
平成 23 年 6 月 24 日・ 25 日	水害	豪雨による 田：0.38ha 流出・埋没、10.9ha 冠水、農地農業用施設 7 箇所
平成 23 年 6 月 27 日・ 28 日	水害	豪雨による 道路：法面崩落 1 箇所、河川：護岸決壊 1 箇所
平成 23 年 6 月 30 日・ 7 月 1 日	水害	大雨による河川増水 住家被害：床下浸水 1 棟
平成 23 年 9 月 12 日・ 9 月 13 日	水害	大雨による田冠水 2.5ha
平成 24 年 3 月 31 日・ 4 月 1 日	水害	融雪による河川増水等 田：冠水 61ha（合川地区）、鉄道不通 1 箇所、冠水による道路通行止め 5 箇所、非住家床上浸水 1 棟（合川地区）
平成 24 年 4 月 3 日・ 4 日	風水害	低気圧による暴風及び大雨 人的被害：重症 1 名、住家被害：一部破損 18 棟、非住家：全壊ほか 6 棟、農産物：比内地鶏 621 羽、農業施設：パイプハウス 114 棟、停電 924 戸
平成 24 年 7 月 16 日	水害	大雨による河川増水等 住家被害：床下浸水 1 棟、田：9.2ha 冠水、畑 4ha 冠水、道路：7 箇所、河川：2 箇所、農地・農業用施設：13 箇所、林道：8 箇所
平成 25 年 2 月 25 日	雪害	災害対策本部設置（4 月 15 日解散）、人的被害：死者 1、重症 4、住家被害：一部破損 14 棟、非住家：4 棟、倒木による停電 204 戸
平成 25 年 4 月 7 日・ 8 日	水害	融雪による 住家被害：床下浸水 1 棟
平成 25 年 7 月 5 日・ 6 日	水害	大雨による 住家被害：床下浸水 1 棟
平成 25 年 7 月 12 日	水害	大雨による河川増水等 住家被害：床下浸水 1 棟、田：321.6ha 冠水、畑 29.3ha 冠水、道路：5 箇所、河川：3 箇所、農地・農業用施設：15 箇所、林道：5 箇所
平成 25 年 8 月 9 日	水害	大雨洪水警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報（市北

第1編 第7節 既往の災害

年月日	種別	被 味 状 況
		部付近で 110 ミリ) 発表 住家被害：床上浸水 1 棟、田：138.1ha 冠水、畑：3.3ha 冠水、河川：9 箇所、農地・農業用施設 26 箇所、公園：1 箇所
平成 25 年 9 月 16 日	水害	台風 18 号通過に伴う大雨被害 住家被害：床上浸水 3 棟、床下浸水 12 棟、田：15.66ha 冠水、畑：6.4ha 冠水、道路：7 箇所、河川：7 箇所、農地・農業用施設：80 箇所、林道：7 箇所
平成 26 年 1 月 14 日	雪害	災害警戒部設置（4 月 15 日廃止）人的被害：重症 3 名、住家被害：一部損壊 4 棟、非住家：全壊 2 棟
平成 26 年 8 月 1 日	水害	大雨により小猿部川沿いを中心に大雨。田：12ha 冠水、農地・農業用施設：12 箇所
平成 26 年 8 月 6 日～11 日	水害	住家被害：床下浸水 1 棟、田：12ha 冠水、道路：4 箇所、農地・農業用施設：12 箇所、林道：16 箇所
平成 26 年 8 月 21 日	水害	住家被害：床下浸水 1 棟、農地・農業用施設：5 箇所
平成 26 年 12 月 26 日	雪害	災害対策本部設置（2 月 2 日～3 月 31 日）人的被害：重症 5 名、住家被害：一部破損 4 棟、非住家：全壊 3 棟
平成 27 年 7 月 25 日	水害	道路：1 箇所、河川：1 箇所、農地・農業用施設：6 箇所
平成 28 年 4 月 17 日	風害	住家被害：一部破損 6 棟、倒木による通行止め 3 件、停電 91 戸
平成 28 年 10 月 8 日	水害	道路：3 箇所、河川：1 箇所、農地・農業用施設：9 箇所、林道：6 箇所、市道冠水：3 箇所
平成 29 年 7 月 16 日	水害	住家被害：床下浸水 1 棟、田：冠水 36.79ha、畑：1.97ha 冠水、農地・農業用施設：11 箇所
平成 29 年 7 月 22 日	水害	住家被害：床下浸水 5 棟、田：109.6ha 冠水、畑：20.95ha 冠水、道路：5 箇所、農地・農業用施設：23 箇所、林道：37 箇所、冠水・路肩決壊等による市道全面通行止め 15 路線
平成 29 年 8 月 24 日	水害	住家被害：床下浸水 5 棟、田：23.01ha 冠水、畑：0.91ha 冠水、道路：5 箇所、農地・農業用施設：14 箇所
平成 29 年 9 月 18 日	風害	台風 18 号による倒木等により市内 3 地区 379 戸で停電
平成 30 年 3 月 1 日・2 日	風害	暴風により住家被害：一部破損 3 棟、1,187 戸で停電
平成 30 年 5 月 18 日～20 日	水害	住家被害：床下浸水 1 棟、田：25.71ha 冠水、農地・農業用施設：12 箇所、河川：2 箇所、道路：9 箇所
平成 30 年 8 月 15 日～17 日	水害	住家被害：床下浸水 1 棟、畑：37.32ha 冠水、農地・農業用施設：11 箇所、林道：2 箇所、道路：3 箇所
平成 30 年 9 月 4 日・5 日	風害	住家被害：一部破損 3 棟、

6. 平成19年9月豪雨の被害

本市全域に被害のあった、平成19年9月17日の豪雨災害の被害状況は次のとおりである。

年月日	種別	被　害　状　況
平成19年9月17日	水害	災害対策本部（平成19年9月17日設置、10月16日解散） 避難指示：1,199世帯、3,088人 避難勧告：4,603世帯、13,076人 死者1名、行方不明1名、負傷者5名 住宅：全壊6棟、208棟、一部破損1棟、床上浸水37棟、床下浸水141棟 田：2,126ha 冠水 道路：61箇所 橋梁：1箇所 河川：18箇所 水道断水：2,298箇所 罹災世帯：251世帯 罹災者数：701人 被害総額：4,715,076千円

第2. 既往の地震災害

1. 秋田県に被害をおよぼした地震

文献などから明らかになっている、秋田県内に被害をおよぼした、あるいはおよぼしたと推定される地震は次のとおりである。この中で、明治以降を見てみると、1896年陸羽地震（死者205名、負傷者736名）、1914年強首地震（秋田仙北地震：死者94名、負傷者324名）、1983年日本海中部地震（死者83名、負傷者265名）の被害が大きい。

番号	発生年月日	震　央		地震のマグニチュード	備　考（被害等）
		経度	緯度		
1	830年2月3日	140.1	39.8	7.0～7.5	天長地震 秋田城内家屋倒れる、圧死15、肢体折損100余名、地われ多し
2	850年	139.7	39.0	7.0	出羽の国府の城柵傾頼し、圧死者多数
3	857年4月4日	140.6	40.3	7.0	大館地方の松峰山伝寿院の堂舎倒壊
4	1423年11月23日	140.1	39.2	6.7	羽後国、人畜死傷し、建物倒壊
5	1644年10月18日	140.0	39.4	6.5	久保田大地震 本荘城郭大破、死者あり、石沢村に被害、院内で地裂け、水湧く
6	1678年10月2日	142.5	39.0	7.5	久保田地震
7	1694年6月19日	140.1	40.2	7.0	富根、駒形、桧山等能代以南地方を中心として死者394、倒潰・焼失家屋2,132、能代のみにて死者300あり
8	1704年5月27日	140.0	40.4	7.0	能代を中心として以北の地方に大地震、能代のみにて死者58、焼失家屋759、潰家435
9	1766年3月8日	140.5	40.7	7 1/4	弘前・青森方面大被害、秋田県の被害不明
10	1772年6月3日	141.9	39.35	6 3/4	沢内で山崩れ

第1編 第7節 既往の災害

番号	発生年月日	震央		地震のマグニチュード	備考(被害等)
		経度	緯度		
11	1793年2月8日	139.95	40.85	6.9～7.1	鰺ヶ沢・深浦で被害大
12	1804年7月10日	139.95	39.05	7.0	象潟地震 象潟湖隆起 由利郡内のみにて死者 183、潰家 2,000、 象潟のみにて潰家 423、死者 65
13	1810年9月25日	139.9	39.9	6.5	男鹿大地震 南秋田郡で死者 59、潰家 1,078、山本郡 で潰家 51
14	1833年12月7日	139.25	38.9	7 1/2	佐渡・羽前地震で象潟～鼠ヶ関の海岸に 被害、全体で死 124、全半潰約 1,050、秋 田県の被害少ない
15	1856年8月23日	142.5	41.0	7.5	八戸・青森で被害大
16	1894年10月22日	139.9	38.9	7.0	庄内地震 庄内平野を中心には被害 秋田県では本荘以南に被害
17	1896年8月31日	140.7	39.5	7.2	陸羽地震 県内にて死者 205、負傷者 736、潰住家 4,738、仙北郡のみにて死者 184、傷者 603、 全潰住家 3,295
18	1901年8月9日	142.5	40.5	7.2	小坂・毛馬内・花輪などに被害、小坂鉱山 の煉瓦煙突折れる
19	1906年10月12日	140.5	40.0	5.6	阿仁合村で小被害
20	1914年3月15日	140.4	39.5	7.1	強首地震 強首村を中心に、死者 94 名、傷者 324 名、 住家の全壊 640 戸
21	1914年3月28日	140.4	39.2	6.1	強首地震の余震 金沢西根村、藤木村で小被害
22	1939年5月1日	139.8	39.9	6.8	男鹿地震 男鹿半島を中心に、死者 28 名、負傷者 127 名、住家の全壊 565 棟、半壊 1,089 棟、 焼失 9 棟
23	1955年10月19日	140.2	40.3	5.9	二ツ井地震 二ツ井町、響村を中心に負傷者 4 名、住 家の半壊 3 棟、非住家の全壊 1 棟、半壊 310 棟などの被害
24	1957年3月1日	140.32	40.21	4.3	二ツ井付近で軽微な被害
25	1964年5月7日	138.7	40.4	6.9	男鹿市、琴浜村、八竜村、能代市などで、 住家の全壊 3 棟、半壊 2 棟、一部被損 49 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 26 棟
26	1964年6月16日	139.2	38.4	7.5	新潟地震 秋田市、男鹿市、本荘市などの沿岸部で死 者 5 名、負傷者 30 名、住家の全壊 13 棟、 半壊 147 棟、一部破損 4,196 棟
27	1964年12月11日	139.0	40.43	6.3	男鹿半島沖を震源、八郎潟干拓地の堤防

第1編 第7節 既往の災害

番号	発生年月日	震央		地震のマグニチュード	備考(被害等)
		経度	緯度		
					20cm沈下、秋田市、能代市を中心に停電、電話不通などの被害
28	1968年5月16日	143.6	40.7	7.9	十勝沖地震 秋田県内は、負傷者2名、住家の半壊1棟、一部破損3棟などの被害
29	1970年10月16日	140.8	39.2	6.2	東成瀬村や山内村を中心に、負傷者4名、住家の全壊19棟、半壊48棟、一部破壊216棟、沈下3棟などの被害
30	1978年2月20日	142.2	38.75	6.7	宮城県を中心に小被害
31	1978年6月12日	142.2	38.2	7.4	宮城県沖地震 秋田県内では、水道施設2箇所、農地農業用施設19箇所、土木関係3箇所などの被害
32	1983年5月26日	139.1	40.4	7.7	日本海中部地震 死者83名、負傷者265名、住家全壊1,132棟、半壊2,632棟、一部損壊2,875棟などの被害
33	1994年12月28日	143.7	40.4	7.6	三陸はるか沖地震 鹿角市で1名軽傷、大館市で非住家2棟などの被害
34	1996年8月11日	140.63	38.91	6.1	雄勝町で住家の一部破損9棟、農地及び農業用施設3箇所、国道の法面崩落・路肩陥没29箇所などの被害
35	1999年2月26日	139.84	39.16	5.3	秋田県南部沿岸沖を震源 象潟町で住家の一部破損126棟などの被害
36	2003年5月26日	141.39	38.49	7.1	宮城県沖の地震 重傷4名、軽傷4名、住家一部損壊2棟、ブロック塀等2箇所倒壊、農地被害など
37	2008年6月14日	140.53	39.02	7.2	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 行方不明者2名、負傷者21名、住家半壊1棟、一部損壊9棟、林産36箇所、道路100箇所などの被害
38	2008年7月24日	141.38	39.44	6.8	負傷者4名、林産22箇所などの被害
39	2011年3月11日	142.51	38.06	9.0	平成23年東北地方太平洋沖地震 負傷者7名、住家一部破損4棟、非住家全半壊3棟、ブロック塀崩壊3箇所、農業施設18箇所、水産被害稚魚等約34万匹、長時間停電などの被害
40	2011年4月1日	140.21	40.15	5.0	秋田県内陸北部を震源 負傷者1名 建物一部破損2棟
41	2011年4月7日	141.55	38.1	7.2	宮城県沖を震源 負傷者4名 建物一部破損1棟 農林水産被害など

出典：秋田県地域防災計画

第8節 防災対策の基本理念

第1. 基本的視点

阪神・淡路大震災は、高密度に都市化が進んだ地域で、しかも高齢化時代を迎えて以来、初めての大規模な地震であった。これまででも自然災害に対する安全な国土の形成に向けて様々な取組みをしてきたが、この震災を契機に改めてすべての人間活動の基礎として、安全の優先が住民に認識されるとともに、市域の安全性の向上と高齢化社会における防災体制の在り方など、防災に対する認識が大きく変わった。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」では、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災者の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生した。これらの地震は、震災対策の緊急性と重要性を国民全体に改めて認識させるとともに、数々の教訓を残した。

さらに、近年の大型台風や急速に発達する低気圧の度重なる襲来、平成28年4月の熊本地震による大規模な地震活動、平成30年9月6日の北海道胆振東部地震による大規模停電や液状化の被害も記憶に新しいところである。

かつて私達の祖先は、多様な自然を有する国土において、自然の恩恵と自然の脅威という二面性を理解し、長い年月の中で生活の知恵ともいべき自然とのつき合い方を形成してきた。それは、地域特有の文化として根をおろし継承されてきたが、近年、人口の流動化の進行等による地域コミュニティの崩壊や技術の発達や防災対策の進歩による災害頻度の減少、技術への過信等により、その継承は困難となってきている。

さらに、環境問題等をきっかけとして、人と自然との新たな関係のあり方が各方面で模索されつつあり、自然災害についても単に克服すべき対象としてだけでなく、人と自然の関わりあいの基本にたちもどって対応を検討すべき時にきている。

こうした認識をもとに自然災害に対しては、

- (1) 自然災害の発生の可能性を前提とした対応。
- (2) 自然や人間諸活動に対する科学的知見と技術の成果、経験を総合的・体系的に使用した対応。
- (3) 被害の最少化に向けた地域住民の判断と行動を基礎とした対応、特に高齢化社会における防災体制の確立。

以上のような視点の重要性が指摘されている。

こうした視点に立ち、当市の災害特性や災害危険度、社会特性や現行の防災体制、防災意識の状況を把握し、当市の基本理念を示すものである。

第2. 防災対策の基本理念

日常のための減災 一安全と安心のためにー 「助け合う心と思いやりのあるまちづくりから」

当市のこれまでの災害の主なものは、長雨や台風による豪雨、洪水、降雪、火災などである。

しかし、阪神・淡路大震災や新潟中越地震、東日本大震災の発生により、大型の地震に対する不安も大きくなっている。予想だにされなかつた大地震は、災害に対する備えや対策の重要さを教訓として残した。これら過去の災害より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識に立ち、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

また、新潟県中越地震や一方では、集中豪雨等による山間地での土砂災害の多発などの発生により、地方や積雪地における地震対策・土砂災害対策や要配慮者対策、男女双方の視点や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所運営の重要さも増加している。

福祉や環境への取組みが進んでいた地域や、普段から協力し合い助け合っている地域では、被害が少ないという傾向がでている。

災害への備えや対策は、コストがかかり相対的にも無駄と思われているかもしれない。しかしながら防災を突発的なもの、一時的なものとしてとらえるのではなく、日常の生活の中の一部としてとらえ、安全で住みよいまちづくりと、相互に助け合う安心な地域づくりを進めしていくことが災害へ備えることの原点である。

この「日常のための減災」という立場に立ち、平常時から正しい知識を持ちながら、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする「自助」の取組み、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった「共助」の取組みのもと、自主防災組織の育成強化と災害時要配慮者対策も含めた災害ボランティアの体制づくりを推進する。

その上で、市や県をはじめとする防災関係機関は、住民の「いのち」や安全・安心を守るために「公助」としてのとり得る手段を尽くし、地震や風水害などの様々な災害において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図るものとする。

第9節 防災に関する調査研究の推進

防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成などを基礎データとし、住民との協力や研究機関等と連携しながら実施する。

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、市内各地域において、関係機関と共同した実態調査等を行い、これら調査結果の分析・解析を行い、防災マップ作成のための基礎資料として活用するとともに、これを地域防災計画に反映させる。

また、各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を引き続き推進する。